

第2章第6節 スウェーデンと日本の国民負担の比較

スウェーデンの高福祉を支える国民負担率を日本と比較すると、両国の社会保障給付費を対GDP比で見て、スウェーデンの52%に対し、日本は27%となっており、スウェーデンは日本の約2倍である。同じく対国民所得比で見ると、スウェーデンの75%に対し、日本は35%となっている(図表2-6-1)。ただし、社会保障給付金等を除いた「再修正国民純負担比率」で見ると、逆転して日本のほうが高くなる(図表2-6-2)。

また、出産・育児等、家族政策(育児の社会負担)関連の給付の対GDP比は日本の約7倍、高齢者・障害サービス関連の給付の対GDP比は日本の約10倍、雇用政策関連の給付の対GDP比は日本の約4倍である(図表2-6-3)。

(図表2-6-1) 日本とスウェーデンの社会保障給付費のGDP対比と国民所得対比

	対GDP比	対国民所得比
スウェーデン	52%	75%
日本	27%	35%

(資料) OECD (1998) 'Benefits and Wages publication series.

(図表2-6-2) 日本とスウェーデンの国民負担率対比表(対GDP比)(1998年)

	スウェーデン	日本
租税・社会負担率(A)	51.6%	26.8%
一般政府財政収支(B)	2.1%	-5.5%
修正国民負担率(C = A - B)	49.5%	32.2%
社会保障給付金(D)	31.0%	14.7%
修正国民純負担比率(E = C - D)	18.5%	17.6%
公財政支出教育費(F)	6.6%	3.6%
再修正国民純負担比率(G = E - F)	11.9%	14.0%

(注) 再修正国民純負担比率の算出方法は、以下のとおり。

$$\text{再修正国民純負担比率} = \text{租税・社会負担率} - \text{一般政府財政収支} - \text{社会保障給付金} - \text{公財政支出教育費}$$

(資料) OECD (1998) 'Benefits and Wages publication series.

(図表 2-6-3) 社会保障費給付水準の 2 ヶ国比較

	GDP 比 1998 年 (%)	
	スウェーデン	日本
老齢現金給付 (主に老齢年金)	7.46	6.06
保健医療	6.64	5.65
出産・育児等家族政策		
家族現金給付	1.63	0.21
家族サービス	1.68	0.26
小計	3.31	0.47
その他社会サービス		
高齢者障害者サービス	3.71	0.31
その他の現金給付		
障害現金給付	2.10	0.32
傷病手当	1.62	0.06
遺族給付	0.69	1.08
住宅手当	0.81	
小計	5.22	1.46
雇用政策関係		
積極的労働市場施策	1.96	0.25
失業給付	1.93	0.50
労働災害	0.32	0.20
小計	4.21	0.95
その他	0.93	0.16
計	31.47	15.05

(資料) OECD (2002) 'Social Expenditure database'

スウェーデンにおける高福祉国家への歩みは、4つのステージに分けられる。

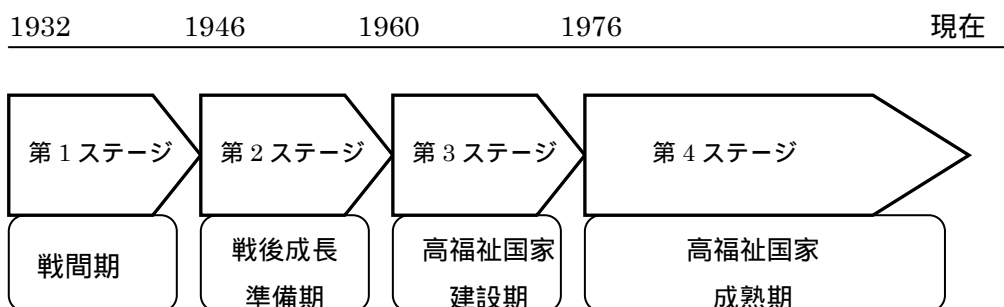
第1ステージは、戦間期(1932年 - 1946年頃)であり、大恐慌後の暗い時代にあたる。外交的には中立を貫き、この時期に福祉国家への枠組みを作った。

第2ステージは、戦後成長促進期(1946年—1960年頃)であり、第1ステージで外交的に中立を貫いた結果、戦争で製造設備を失うことがなかったため、戦後復興需要に製造業が繁栄し高度成長を遂げた。経済力が飛躍的に高まったこのステージは、高福祉国家の準備期に当たる。

第3ステージは、高福祉国家建設期（1960年—1976年頃）にあたり、政府は高福祉ビジョンとして「豊かさを実感できる社会をつくること」を掲げた。（1）所得の不公平配分の是正、（2）不時の出来事（病気、失業など）に対するセーフティネット、（3）男女機会均等（育児負担軽減、育児の社会化）（4）すぐれた生活環境維持がその柱とされた。

第4ステージは、高福祉国家成熟期（1976年頃—現在）であり、この間不況を原因とした社民党から中道右派への政権交代があった。国民は高負担高福祉に反対ではないが、負担率も限界まで上がり、単なる増税路線をとることが難しい時代へと突入した。高福祉を遂行する上で、増税、民主化、地方分権を三位一体政策として推進した（図表2-6-4）。（藤井、2002）

（図表2-6-4）高福祉国家実現へのステップ



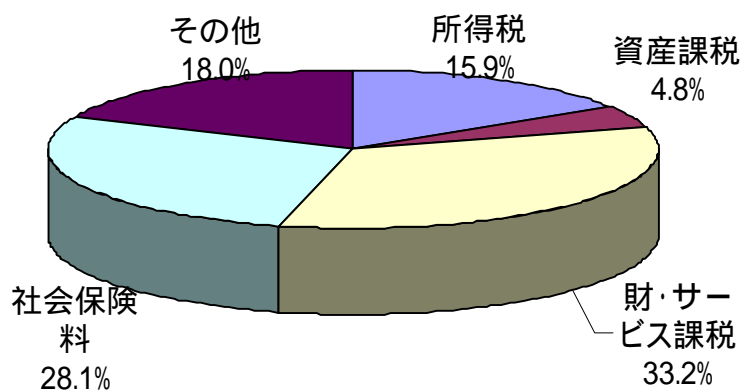
（資料）藤井威（2002）『スウェーデンスペシャル』等に基づき、作成。

次に、高負担高福祉を支える行政について見てみる。スウェーデンでは、国と地方自治体（県：ランスタング、市町村：コミューン）の間で、明確な役割分担がある。

国の主な役割は、現金給付を主体とした経済的保障である。経済的保障には、年金、妊婦手当、労災給付、失業手当、住宅手当、養育費補助等がある。県の主な役割は、保健医療サービスであり、スウェーデンでは病院の90%が県営である。市町村の主な役割は、社会サービス（児童福祉、高齢者・生涯福祉、生活保護等）の提供である。

続いて、国と地方自治体の歳入については、国では付加価値税と社会保険料で約60%を占めている。県および市町村においては、住民税が60～70%、補助金が約20%を占める。補助金は一般補助金であり、目的は決められていない。国も地方も借入金はゼロであり、「負担を将来の世代に残さない」ことが大原則となっている。

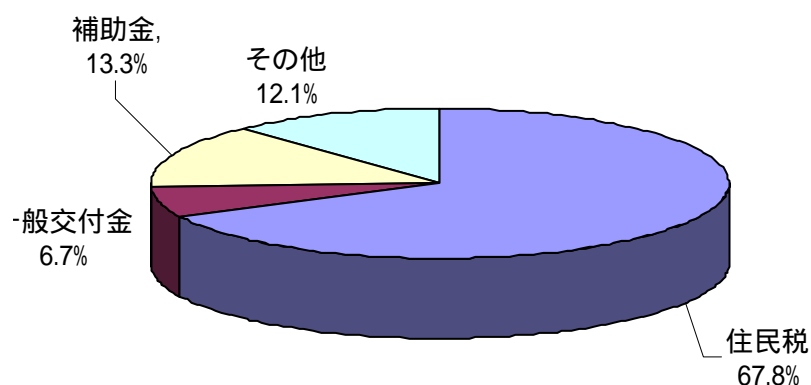
図表 2-6-5 国の歳入構造（2000 年決算）



（注）その他の項目は事業収入（5.7%）、資本収入（7.7%）、貸付金償還（0.3%）、その他（1.1%）、EUからの交付金など（1.1%）である。

（資料）スウェーデン統計局 'Statistisk årsbok för Sverige 2002'

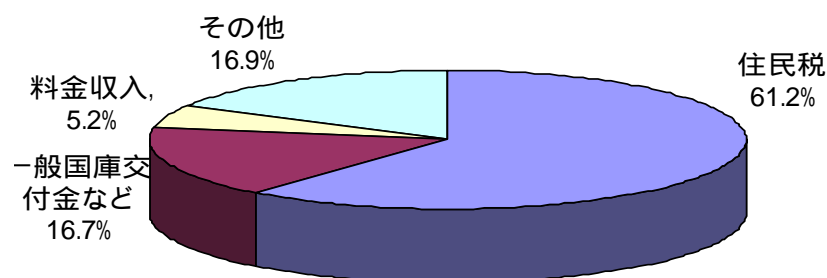
図表 2-6-6 ランスティング（県）の歳入構造（2000 年決算）



（注）その他の項目は、患者自己負担金など（3%）、事業収入（4.5%）、サービス売上（2.6%）、物品売上（0.7%）、その他（1.5%）である。

（資料）スウェーデン統計局 'Den offentliga sektorns finanser. Verksamhetsåret 2000'.

図表 2-6-7 コミューン（市町村）の歳入構造（2000 年決算）



（注）その他の項目は、産売却（5.2%）、料金収入（8.1%）、事業収入（3.1%）、賃貸料（3.3%）、
 利子収入など（2.4%）、その他（0.2%）などである。

（資料）スウェーデン統計局 ‘Den offentliga sektorns finanser. Verksamhetsåret 2000’。

一方で、県（ランスティング）および市町村（コミュニティ）の歳出構造をしてみる。スウェーデンにおいては、「年金」は国、「医療」は県（ランスティング）、「福祉」は市町村（コミュニティ）のように機能分化が明確に行なわれている。県では、歳出の 87% が保健医療である。市町村では、福祉関係が 51%、教育が 32% となっており、公共事業費（インフラ設備）は 7% に過ぎない¹。

次に、国民の税負担増加に対する意識をみると、所得制限のない政策（医療・保健、高齢者支援、初等・中等教育）について高い税金を負担することに 60% 以上が賛成している（図表 2-6-8）。

図表 2-6-8 国民の税負担増加に対する意識

（質問内容）	はい （%）	いいえ （%）
あなたは各事業について、より高い税金を負担しても良いと考えますか？		
社会扶養	28.7	67.1
医療・保健	66.8	31.2
高齢者支援	61.6	35.4
育児支援	42.4	53.0
雇用政策	39.5	56.2
初等・中等教育	62.3	34.3

（資料）スウェーデンの調査会社 Sifo Research and Consulting が行なった「税負担増加に関する意識調査 2005 年 2 月」

¹井上誠一（2003）『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』

1972年から2003年まで約5年毎に調査を実施している内閣府の世界青年意識調査によると、「自国の社会に満足していますか？」との質問にスウェーデンでは、1972年以来「満足」または「やや満足」と回答する人が70%前後という高い割合で安定している。日本の同数値は約30%であり、「不満足」の比率の方が圧倒的に高い。

スウェーデンでは、福祉事業は公共機関でなければできないため、税金を払わなければ享受できないという意識が強い。また、福祉国家であることが、子どもを育てやすい環境、労働力の再生産につながり、国の成長をサポートすることになるという考えが国民の中に定着している。

参考資料

藤井威（2002）『スウェーデンスペシャル』 新評論社

井上誠一（2003）『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』 中央法規社

第2章第7節 企業の負担と競争力

1. 社会保障負担と労働費用

スウェーデンにおける社会保障費用は、「雇用者負担分」と一般年金保険費用として徴収される「従業員負担分」とに分かれる。

(1) 使用者負担分

スウェーデンにおける雇用者負担（強制保険）には、法定の「一般給与税」および、「団体契約の負担」がある。

まず、企業は、従業員の年金・健康保険・その他の社会保障関係の給付に対する負担として「一般給与税」を支払うことが義務付けられている。2003年の賃金を100とした場合の、社会保障関係諸費用に対する雇用者の法定負担の比率をみると、企業の社会保障に関する雇用者負担分（強制保険）の割合**32.82%**は、日本における負担割合**18.467%**よりも重い（図表2-7-1）。

図表 2-7-1 スウェーデン企業の法定負担比率

	スウェーデン (%)		日本 (%)
老齢年金	10.21	厚生年金	6.967
遺族年金	1.70	健康保険	4.1
健康保険	11.08	介護保険	6.25
労災保険	0.68	雇用保険	1.15
両親保険	2.20		
失業その他の労働市場対策費用	3.70		
給与比例分	3.25		
合計	32.82	合計(労災保険を除く ^注)	18.467

(注) 日本では労災保険料は、業種により異なるため、除外した。

(資料) スウェーデン：『Labor cost in Sweden』（スウェーデン企業連盟資料を基に、スウェーデン大使館投資部が作成）、日本：厚生労働省、社会保険庁のホームページを基に作成。

スウェーデンの企業全体の約**90%**が、各種保険の団体契約を民間の保険会社との間で結んでいる。残りの**10%**の企業については、従業員が個別に対応している。団体契約は、従業員がブルーカラーであるかホワイトカラーであるかによって異なる。スウェーデンのブ

ルーカラーの約**90%**、ホワイトカラーの**50~60%**が団体契約に加入している。

先述のように、スウェーデン企業における法定の一般給与税の負担は**32.82%**となっており、これに団体契約の負担**6.92%**を合計した雇用者の総合負担（ブルーカラー/賃金を**100**とした場合の%）は**39.74%**にのぼる（図表**2-7-2**）。同じく、ホワイトカラーの場合の雇用者の総合負担（給与を**100**とした場合の%）は、**48.20%**に上る（図表**2-7-3**）。

図表**2-7-2** スウェーデン企業における「団体契約」の負担
（ブルーカラー、賃金を**100**とした場合の%）

団体生命保険(TGL)	0.43
団体健康保険(AGS)	1.23
退職金(AG 職業年金 B)	0.01
年金保険料	3.50
離職後保険料保険	0.72
労働市場無過失補償(TFA)	0.01
特別給与税	1.02
小計	6.92
雇用者法定負担	32.82
合計	39.74

（資料）『Labor cost in Sweden』（スウェーデン企業連盟資料を基に、スウェーデン大使館投資部が作成）より。http://www.isa.se/upload/jp/factsheets/Labor_costs_J.pdf

（図表**2-7-3**）ホワイトカラーに対する雇用者の総合負担（給与を**100**とした場合の%）^{注1}

協約年金(ITP)	12.20 ^{注2}
団体生命保険(TGL)	0.20 ^{注3}
労働市場無過失補償(TFA)	0.01
雇用保障協議会(TRR)	0.30 ^{注4}
特別給与税	2.67
小計	15.38
雇用者法定負担	32.82
合計	48.20

（注）**1.** 21歳以上が対象。

2. 記載したデータは、給与変動を考慮せず、**2003年**のITPの平均保険料を予測したもの。従業員の給与額、年齢などによって大きな格差が生じる可能性がある。

3. **50**スウェーデンクローナ/月。これは、ホワイトカラー労働者の給与の約**0.2%**に相当する。

4. スウェーデン企業連盟に加盟する企業のもの。それ以外は**0.7%**を支払う。

（資料）スウェーデン企業連盟資料を基に、スウェーデン大使館投資部が作成した「ファクトシート」の『Labor cost in Sweden』より。http://www.isa.se/upload/jp/factsheets/Labor_costs_J.pdf

(2) 従業員負担分

従業員は、年金制度（老齢年金、遺族年金）のため、一般年金保険料と呼ばれる保険料率7%の保険料を支払う。この保険料は所得税の中に含まれ、雇用者が源泉徴収する。一般年金保険料の75%は査定所得¹から差し引かれる。そして、一般年金保険料の残りの25%は支払った所得税から差し引かれる。これは、65歳に達した従業員には適用されない。また、基本所得額（2003年は40,900クローナ=約61万3500円）の8.07倍を超える分の所得については、保険料は課されない。なお、スウェーデンは育児休業中の両親保険では「所得の8割+社会保険料の従業員負担分」が支払われ、結果として従業員は手取りで所得の8割を受け取れる仕組みになっている。

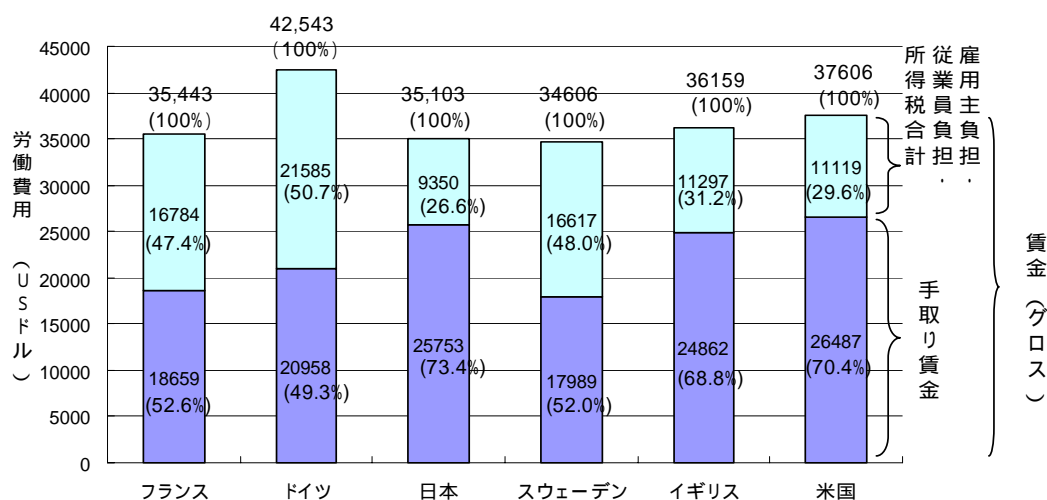
(3) 労働費用

労働費用の内訳を見ると、スウェーデンの手取り賃金は、フランス、ドイツ、日本、イギリス、アメリカと比較して、他の国よりも低い。このため、社会保険料負担等を合わせた労働費用全体で見ると、他国と大きな差があるわけではない（図表 2-7-4）。

また、スウェーデンにおける労働費用の内訳を見ると、ブルーカラー労働者の労働費用のうち雇用者負担分 28.1%、従業員負担分 25.1%、ホワイトカラー労働者の労働費用のうち雇用者負担分 31.4%、従業員負担分 27.0%となっている（図表 2-7-5）。

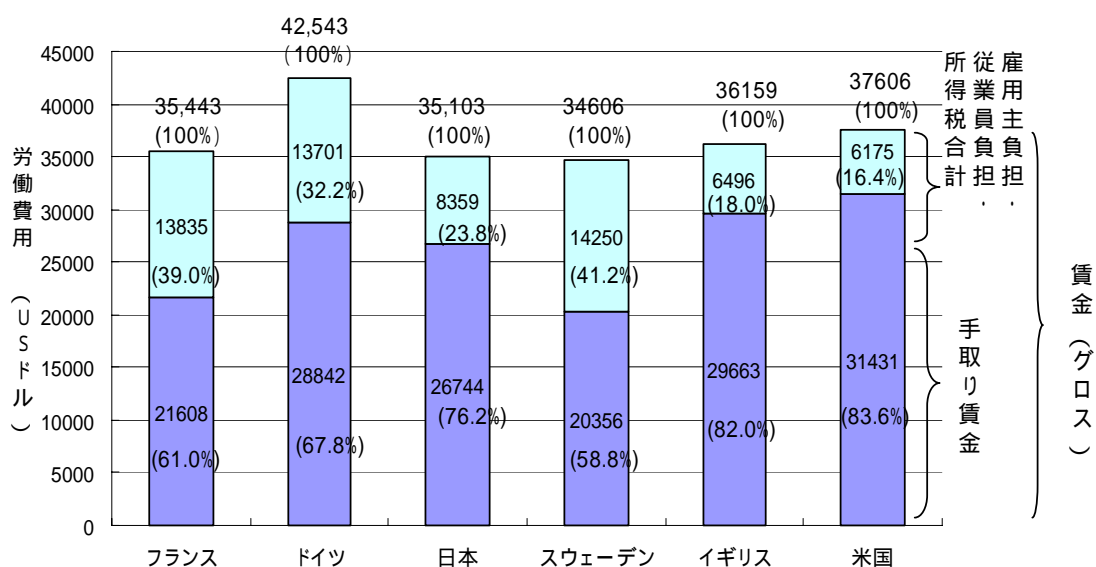
(図表 2-7-4) 労働費用と手取り賃金

【独身者の場合】

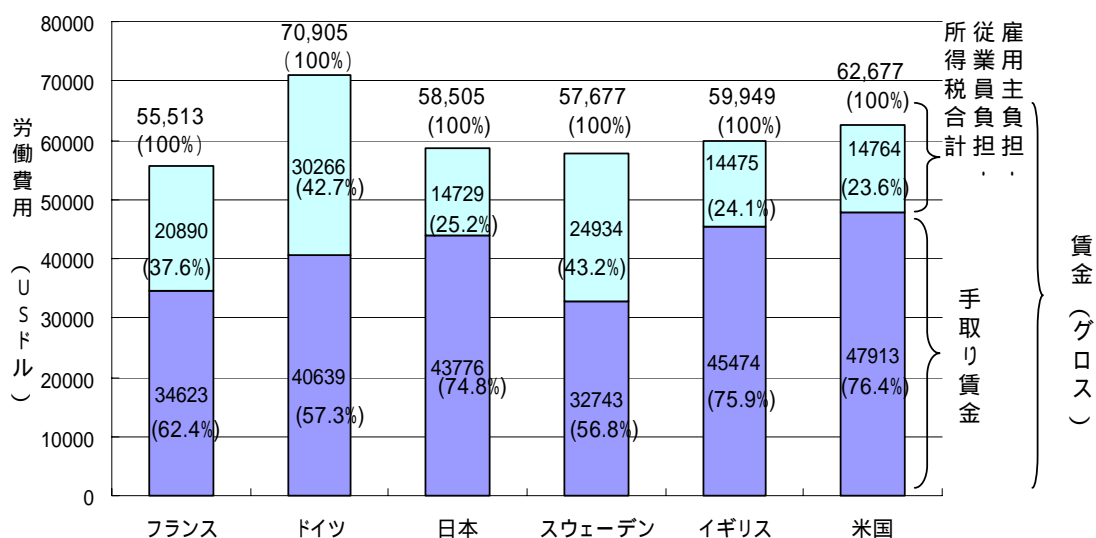


¹ 査定所得 (Assessable Income) とは、課税対象となる収入（給料、事業売上げ、銀行利子、株式配当など）のことである。査定所得から必要経費を差し引いて、課税対象所得を算出する。

【夫婦と子ども 2 人、妻が専業主婦の場合】

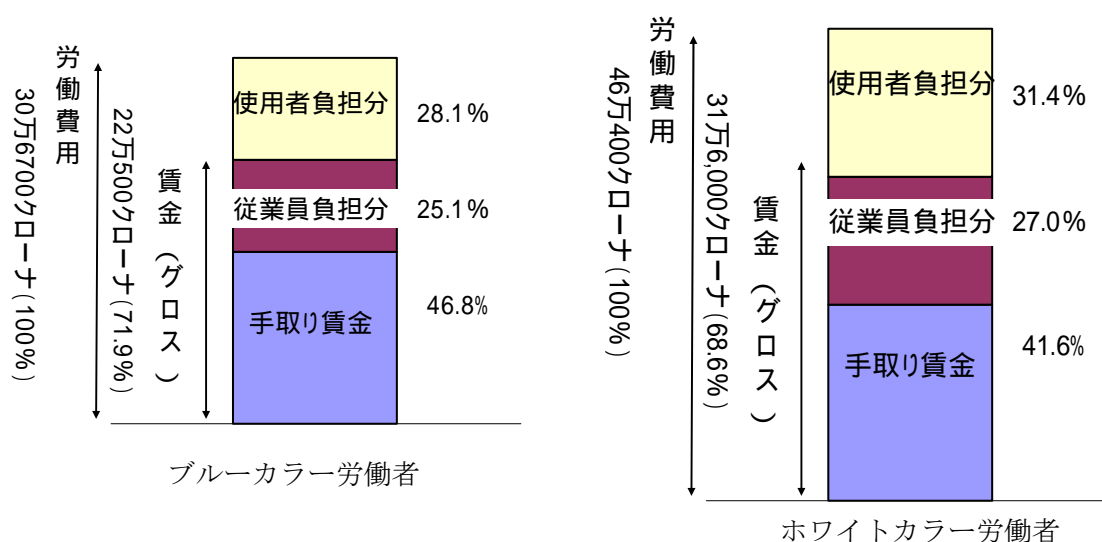


【夫婦と子ども 2 人、共働きの場合】



(資料) OECD in Figures 2004 edition、"STATISTICS ON THE MEMBER COUNTRIES"
 (<http://213.253.134.29/oecd/pdfs/browseit/0104071E.PDF>)

(図表 2-7-5) スウェーデンにおける労働費用の内訳 (1999 年見通し)



(注) ブルーカラー労働者、ホワイトカラー労働者は、いずれも独身の成人男性。SAF と LO の間で労使協約の対象となる製造業労働者。小規模企業の労働者を除く。

(資料) 井上誠一 (2003) 『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』 103 ページより。

2. 法人税負担

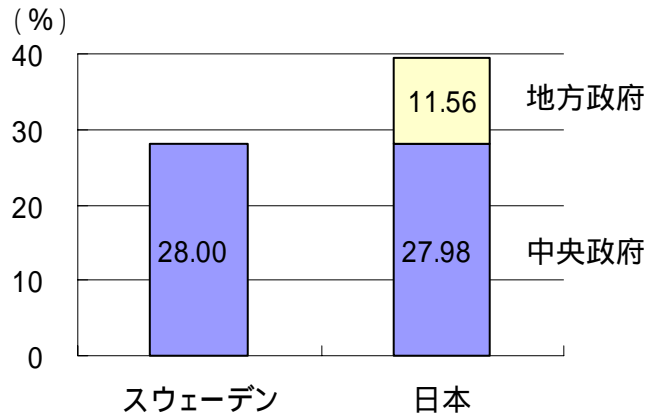
(1) 法人税

スウェーデンは、欧州で最も法人税率が低い国のひとつである。法人税率は **28%** であり、日本企業 (**39.54%**) と比べてスウェーデン企業の法人税負担は低い。スウェーデンでは、地方政府による法人課税はない。法人税の繰延制度を利用すると、実効税率はさらに低くなる (図表 2-7-6)。

キャピタルゲインは、通常法人所得として課税される。キャピタルロス通常所得から控除することができ、通常は無期限に繰り延べることができる。課税所得の算出は、国際会計監査基準に基づいて行われる。

スウェーデンの法人が発表する年次報告書や財務諸表は、情報開示が進んでいることで知られている。これらの年次報告書や財務諸表は、取得原価主義、発生主義会計、損失リスクの即時認識、実際に取得されるまでは所得を計上しないなど、国際的な会計原則に基づいている。社会保障の雇用者負担分は、課税所得から控除することができる。

(図表 2-7-6) スウェーデン企業および日本企業の法人税負担

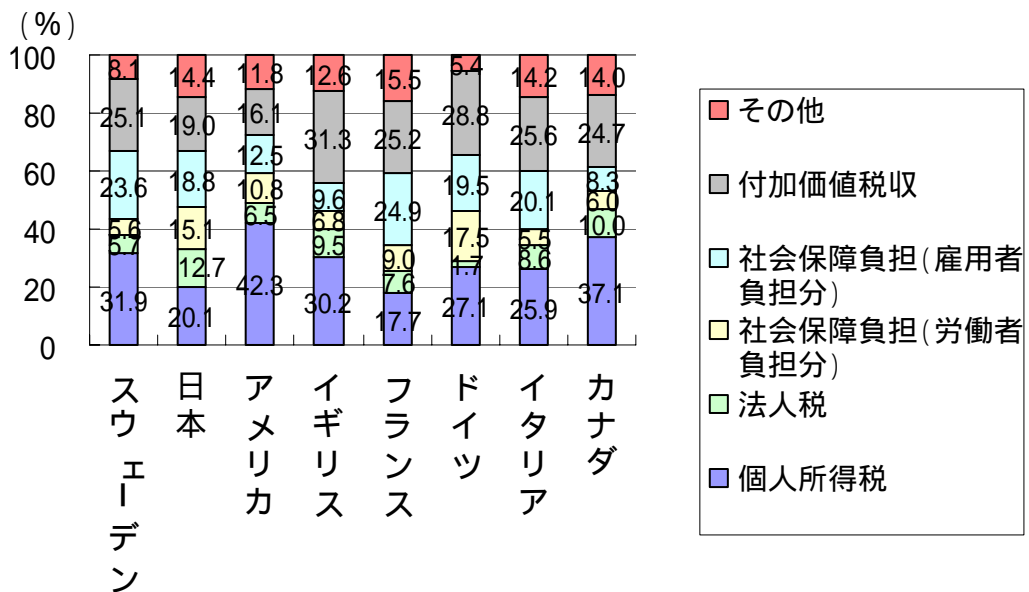


(資料) スウェーデン：OECD Tax Database (<http://www.oecd.org/dataoecd/10/19/2079715.pdf>)、日本；財務省「国際比較に関する資料」より作成。

(2) 一般政府の税・社会保険料収入全体に占める法人税収

このため、一般政府の税・社会保険料収入全体に占める法人税収は日本より少なく、付加価値税（日本の消費税に相当、原則として税率 25%）や個人所得税に依存する歳入構造となっている（図表 2-7-7）。

(図表 2-7-7) 一般政府の税・社会保険料収入全体に占める法人税収



(資料) 'OECD in Figures 2004 edition'2001 年より。

3. 競争力への影響

(1) 競争力

IMD（経営開発国際研究所）²の国際競争力ランキング 2005 年版によると、スウェーデンの国際競争力は 14 位、日本は 21 位となっている（図表 2-7-8）。

図表 2-7-8 国別にみた国際競争力

順位	国名	国際競争力
1	米国	100
2	香港	93.1
3	シンガポール	90.0
4	アイスランド	85.3
5	カナダ	82.6
6	フィンランド	82.6
7	デンマーク	82.5
8	スイス	82.5
9	オーストラリア	82.0
10	ルクセンブルグ	80.3
11	台湾	78.3
12	アイルランド	77.8
13	オランダ	77.4
14	スウェーデン	76.3
15	ノルウェー	76.2
16	ニュージーランド	75.5
17	オーストリア	74.3
18	ドイツ	74.1
19	チリ	72.2
20	中国	69.7
21	日本	68.7

（資料）IMD の国際競争力ランキング 2005 年版

(2) 生産性上昇率

スウェーデンのTFP³の上昇率は、1990年以降高まってきており、1990-95年は年平均0.5%の伸びであったが、1995-2001年には年平均0.8%の伸びに高まっている（図表 2-7-9）。

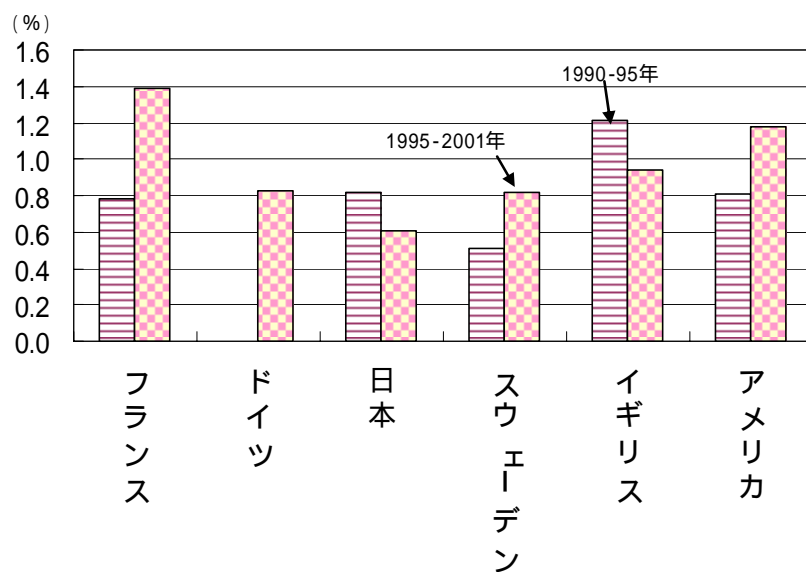
その背景には、スウェーデンでは、90年代後半にICT産業への投資を進めたことがある。その結果、GDPに占めるICT産業のウェイトは1995年から1998年にかけて1.6%ポイント上昇し、その上昇幅は他国よりも大きかった（図表2-7-10）。

ICT産業比率の変化およびTFP上昇率の変化を比較すると、スウェーデンに代表される「ICT産業化のスピードが速く、TFP上昇率がプラス」のグループと、日本に代表される「ICT産業化のスピードが遅く、TFP上昇率がマイナス」のグループとに、大きく二極分化している（図表2-7-11）。

² スイスにあり、国際競争力の国際比較で著名な研究所である。

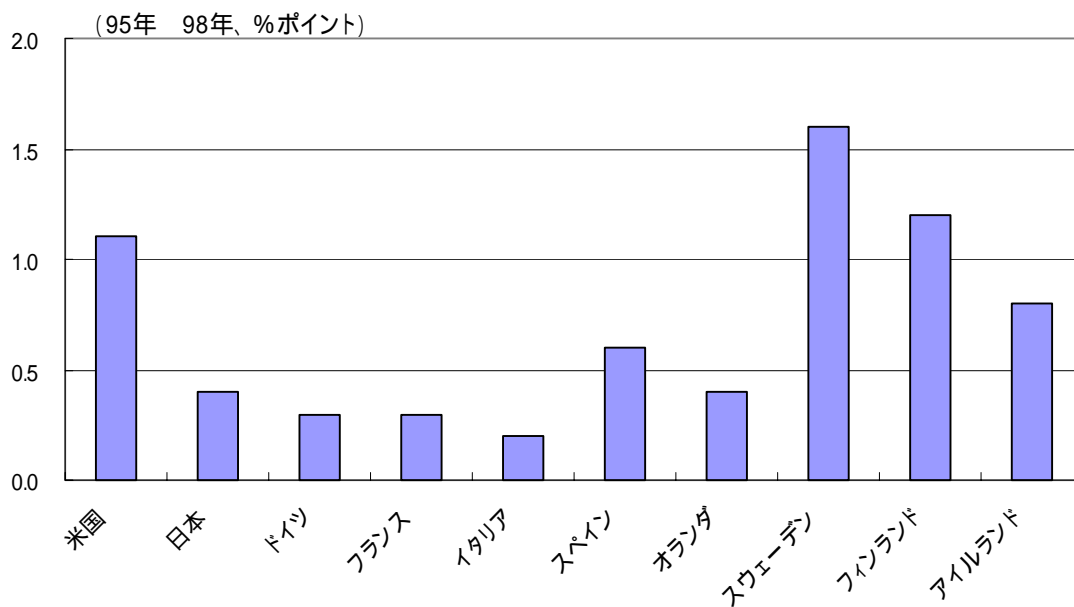
³ TFPとは、その変化が労働、資本などの投入量の増加（減少）によらない生産量の増加（減少）を表すものである。一般に、労働生産性上昇率は資本装備率（労働投入1単位当たりの資本ストック）の上昇率と全要素生産性（TFP）の上昇率の合計と考えられる。したがってTFPの上昇（低下）は、経済全体の生産効率の上昇（低下）と考えることができる。

図表 2-7-9 各国のTFP（全要素生産性）上昇率



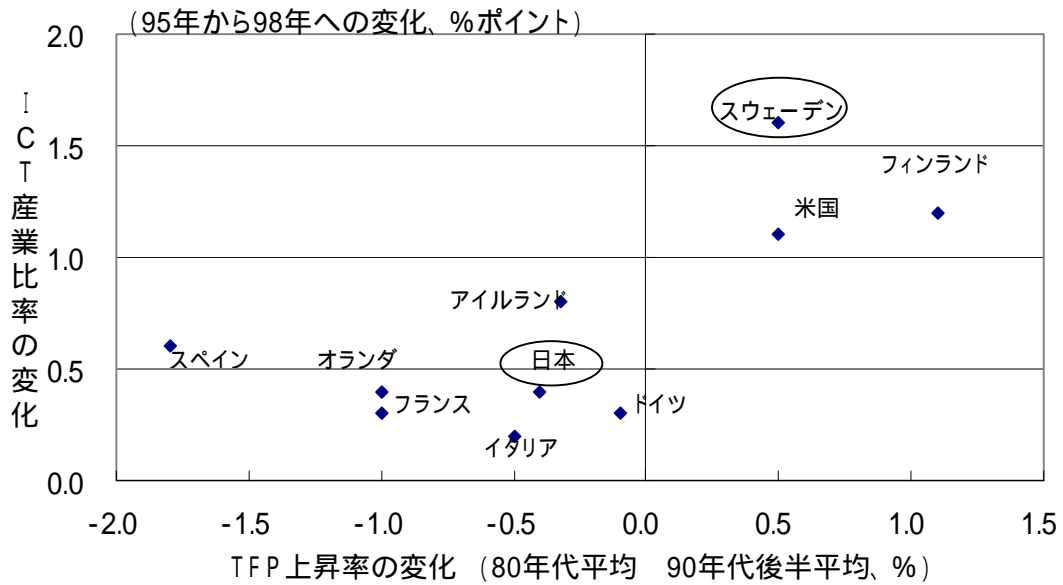
(注) 1990-95年のドイツのデータは存在しない。
 (資料) OECD Productivity database (2004年)

図表 2-7-10 ICT産業の名目GDPウェイトの上昇率



(資料) 'OECD in Figures 2004 edition' credit suisse first boston securities(2000)

(図表 2-7-11)ICT 産業比率の変化と T F P 上昇率の変化



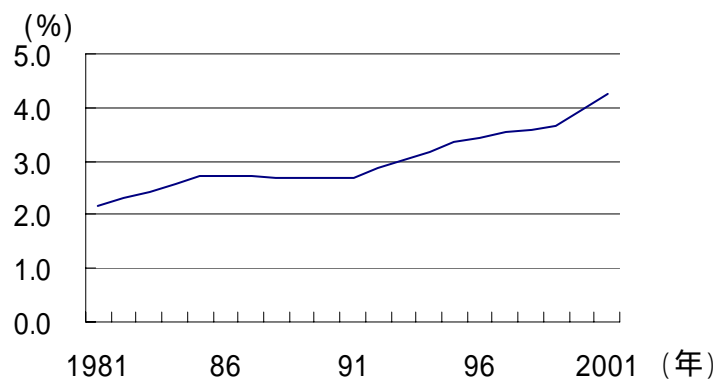
(注) ICT産業比率は、ICT産業の付加価値の名目GDPに占める割合。

(資料) 'OECDin Figures 2004 edition' credit suisse first boston securities(2000)

(3) R&Dへの投資、ICT関連投資

スウェーデンは1980年代以降、R&Dへの投資を年々高めてきた(図表2-7-12)。現在、スウェーデンのR&Dへの投資水準(対GDP比)はOECD加盟国のなかで最も高い(図表2-7-13)。また、就業者に占める研究者の割合もフィンランドに次いで高く、就業者全体の12%を占めている(図表2-7-14)。

図表 2-7-12 R&Dへの投資の対前年比



(資料) OECD Economic Surveys Sweden、2005 等により作成。

図表 2-7-13 R & Dへの投資水準（対GDP比）

（単位：％）

	全体 (括弧内は企業によるR&D)
スウェーデン	4.2 (3.0)
フィンランド	3.4 (2.4)
日本	3.1 (2.2)
アイルランド	3.0 (1.5)
韓国	2.9 (2.1)

（資料）OECD Economic Surveys Sweden、2005 等により作成。

図表 2-7-14 就業者に占める研究者の割合

（単位：％）

	全体 (括弧内は企業における割合)
フィンランド	17 (9)
スウェーデン	12 (7)
日本	10 (7)
米国	8 (7.5)
ノルウェー	8 (4.5)

（資料）OECD Economic Surveys Sweden、2005 等により作成。

第2章第8節 スウェーデンの家庭と結婚観

1. スウェーデンの家族構成の変化

(1) 家族構成の多様化

スウェーデンの家族像は、長らく夫婦と子どもから成る核家族が典型的であったが、近年、急速に多様化してきている。1975年から2001年における家族構成の変遷をみると、カップル世帯の割合が低下している一方で、単身世帯の割合が大幅に上昇し、半数近くに達している。1990年から2001年にかけては、父子世帯や母子世帯の割合もわずかではあるが増加している（図表2-8-1）。

図表2-8-1 家族構成の多様化

(単位：%)

	1975年	1980年	1985年	1990年	2001年
単身世帯	30.0	32.8	36.1	39.6	47.0
男性	12.7	14.3	16.1	17.9	22.9
女性	17.3	18.5	20.0	21.7	24.1
父子世帯	0.4	0.5	0.5	0.6	1.0
0-15歳の子どもあり	0.3	0.4	0.4	0.5	-
16-17歳の子どものみ	0.1	0.1	0.1	0.1	-
母子世帯	3.1	3.4	3.1	3.4	5.0
0-15歳の子どもあり	2.8	3.0	2.7	3.0	-
16-17歳の子どものみ	0.3	0.3	0.3	0.4	-
カップル世帯	60.8	57.9	54.8	52.1	41.8
0-15歳の子どもあり	27.4	24.8	21.7	19.9	-
16-17歳の子どものみ	2.2	2.3	2.2	2.0	-
その他の世帯（注1）	5.7	5.3	5.5	4.4	5.3
0-15歳の子どもあり	0.7	0.7	0.9	0.7	-
16-17歳の子どものみ	0.2	0.2	0.2	0.2	-

(注) 1. 「その他の世帯」とは、例えば祖父母と孫で構成されている世帯などである。

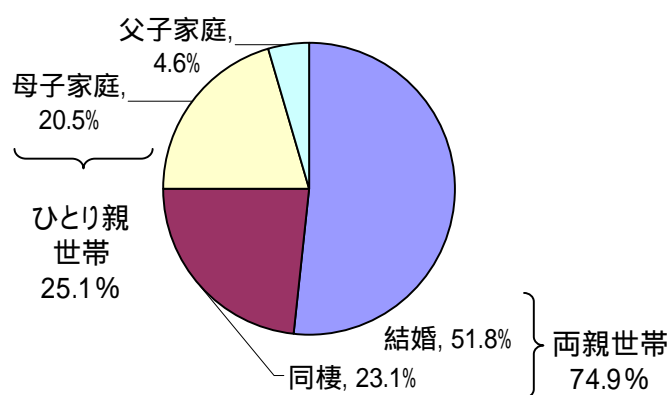
2. 2001年データの世帯の定義は、ハウスキーピングの単位。同居し、食事を共にし、掃除をシェアする人たちを1つの世帯と見なし、推計した値。

(資料) 1975～1990年データは、CENSUSにもとづくSCB Statistisk årsbok 1999。2001年データは、SCB Statistisk årsbok 2003。

(2) 子どもがいる世帯の状況

2003 年末時点でスウェーデンにおいて「家族に 0 - 17 歳の子供がいる世帯」の数は、約 100 万世帯¹であり、そのうち両親世帯が 74.9%、片親世帯が 25.1%である。両親世帯を同居形態により分類すると、「両親が結婚している家族」は 51.8%、「共通の子どもを有する同棲家族」が 23.1%である。ひとり親世帯では母子家庭の方が 20.5%と多く、父子家庭は 4.6%に過ぎない² (図表 2-8-2)。

図表 2-8-2 同居形態別にみた 0-17 歳の子供のいる世帯の割合



(資料) 全住民登録 (RTB) 2003 年。

子どもがいる世帯のうち、約 4 分の 3 を占める「両親世帯」をさらに家族タイプで分類すると、(イ) 伝統的な家族³、(ロ) ステップファミリー (母親もしくは父親の連れ子がいる家族)⁴、(ハ) その他⁵に分けられる。このうち、伝統的な家族が約 90.6% を占めており、ステップファミリーは約 9.1% である。

ステップファミリーのうち、母親に連れ子がいる家族が 7.5%、父親に連れ子がいる家族が 1.1%、父母両方に連れ子がいる家族が 0.5% となっている (図表 2-8-3)。

¹ 18-21 歳の子供のいる世帯まで含めると、120 万世帯となる。

² 人口統計では、父母とも実の両親と同居している子供の割合については正しい推計が行なわれていると考えられる。しかし、ひとり親世帯における子供の割合については、やや多く見積もられており、その分、実の親ではない親との同居している子供の割合については少なく見積もられている可能性がある。これは同棲婚のカップルがいずれかの連れ子と同居しているケースが、両親世帯としてではなく「ひとり親世帯」とみなされている可能性があることによる。

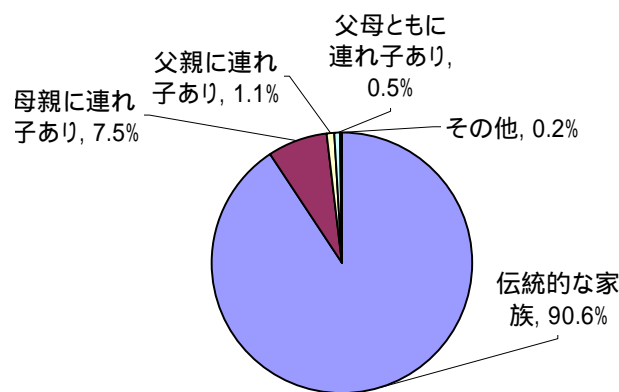
³ 「伝統的な家族」とは、子供が実の両親あるいは養子縁組をした両親、および自分の兄弟姉妹とともに暮らす形態である

⁴ 「ステップファミリー」とは、1人以上の子供がいる同居世帯で、その子供が男女のいずれか一方の実子である家族

⁵ 「その他」に含まれるのは、同居している子供がいずれの実子でも養子でもない場合である。

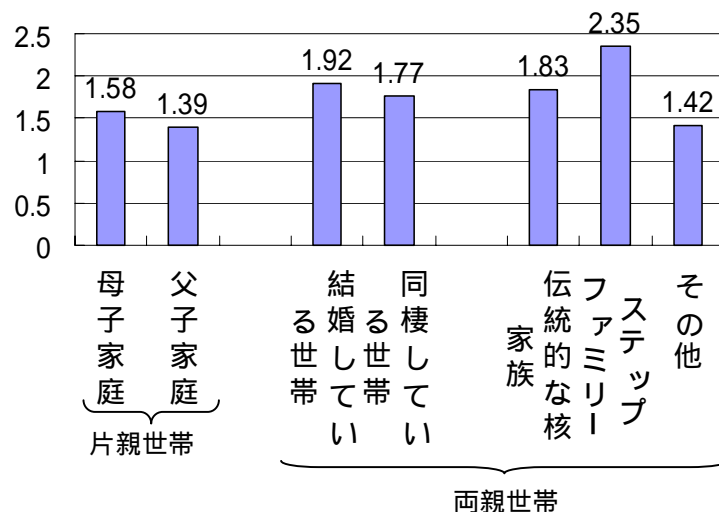
家族タイプ別の子ども数についてみると、0 - 17 歳の子どもがいる世帯では、平均して 1.8 人の子供が同居している。世帯当たりの子供の数が最も多いのは、ステップファミリーであり、平均して 2.35 人の子供がいる。ステップファミリーのおよそ 40% に 3 人以上の子供がいる。ただし、全有子世帯でみると、3 人以上の子供がいるのは 16% である(図表 2-8-4)。

図表 2 - 8 - 3 子どもがいるカップル家族の親子関係



(資料) 全住民登録 (RTB) 2003 年。

図表 2-8-4 家族タイプ別にみた子供の数



(資料) 全住民登録 (RTB) 2003 年。

(3) 子どもがいる世帯の離縁状況

次に、子どもがいる世帯について、両親との同居の状況を見ると、子どもの年齢が上がるにつれて実の親と暮らす子どもの割合は下がる一方、ひとり親および義父母と同居する子どもの割合が高まっていく(図表 2-8-5)。

図表 2-8-5 子どもの年齢別にみた家族タイプの割合

子どもの年齢	実の親・養父母と同居(%)	ひとり親と同居		母親と義父と同居(%)	父親と義母と同居(%)	自宅から離れて生活をしている(%)	合計(%)
		母親(%)	父親(%)				
1	89	10	0	0	0	0	100
2-3	85	13	1	0	0	0	100
4-5	81	16	2	1	0	0	100
6	77	18	2	2	0	0	100
7-9	73	19	3	4	0	0	100
10-12	70	20	4	5	1	0	100
13-15	67	20	4	6	1	1	100
16-17	65	21	5	6	1	2	100
0-17 平均	74	18	3	4	1	0	100

(資料) スウェーデン統計局(2000) 'Barn och deras familjer 1999', In Demografisk rapport.

スウェーデン統計局の調査によると、子ども 100 人に占める「両親の離縁を経験した子供の割合」は、両親が結婚していた子どもで 2.5 人、両親が同棲していた子どもで 5.0 人となっており、同棲カップルの方が離縁の可能性が高いと考えられる⁶。

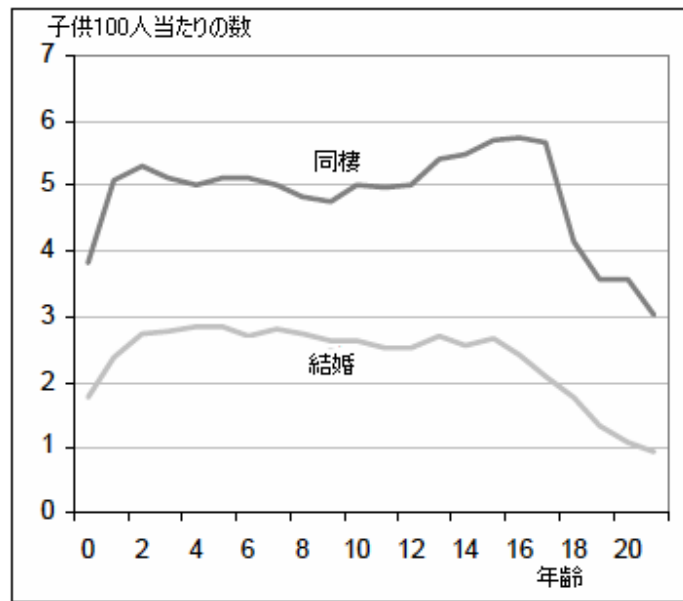
さらに、サムボカップルの離縁率は、結婚しているカップルの離婚率よりもはるかに高い。例えば、同棲を解消して離縁した両親を持つ子どもの数は、結婚してから離縁した両親を持つ子供の数の 2 倍となっている。両親が結婚している子供 100 人中、2003 年にその離縁を経験した子供は平均 2.58 人であったが、同棲の場合には平均 5.00 人となっている(図表 2-8-6)。

子どもが一定年齢に達した時点での両親の離縁率については、ストックホルム大学の Bernhardt 教授がスウェーデン統計局のデータを再集計して 2004 年に行なった調査 'Final General Monitoring Report-Sweden'によると、16 - 17 歳の子どもで、両親の離縁を経験している者の割合は、25%となっている。16 - 17 歳の子どものうち 5% は生まれ

⁶ スウェーデン統計局『Barn och deras familjer (子どもと家族)』2003. 数値は子ども全体でみた両親の離縁率である。

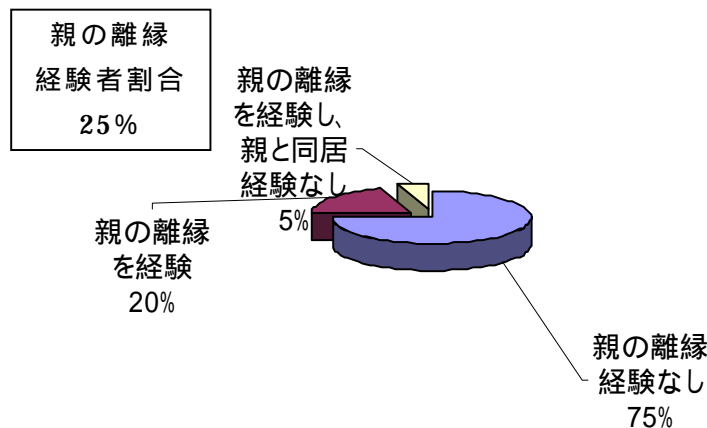
てくる前に両親が離縁しており、片方の親とは一度も住んだ経験がない（図表 2-8-7）。また、16 - 17 歳の子どもで両親の離縁を経験している割合は、増加の一途をたどっており、1966 - 1975 年には 1 割未満であったが、その後急増し、1999 年に 25%に達した（図表 2-8-8）。同調査によると 16 - 17 歳の子どもで、片方の親と一度も一緒に暮らしたことがない子どもの割合も年々高まっている（図表 2-8-9）

（図表 2-8-6）結婚および同棲している両親を持つ子供 100 人当たりの離縁率



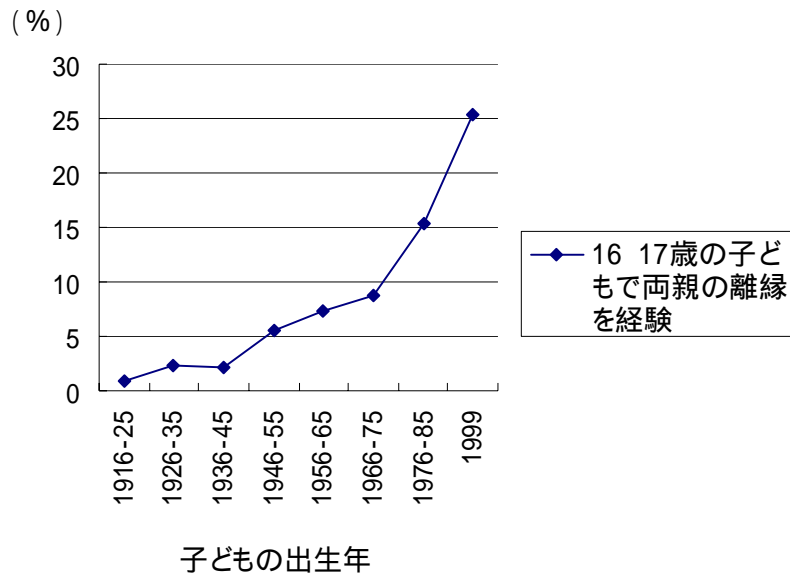
（資料）全住民登録（RTB）2003 年

図表 2-8-7 16 - 17 歳の子どもで両親の離縁を経験している割合(1999 年)



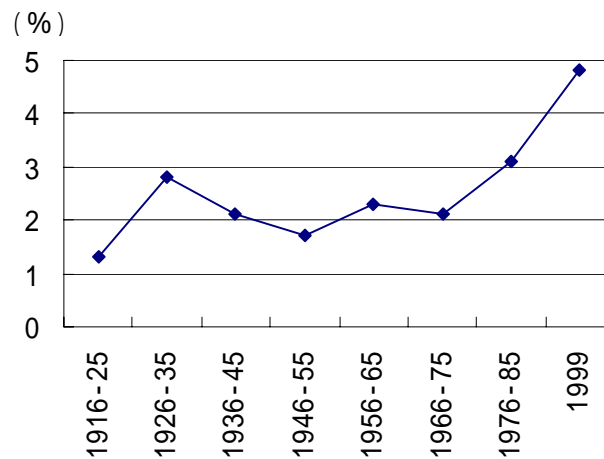
（資料）Bernhardt, E. (2004) 'Final General Monitoring Report-Sweden'.

図表 2-8-8 16 - 17 歳の子どもで両親の離縁を経験している割合の推移



(資料)Bernhardt, E. (2004) 'Final General Monitoring Report-Sweden'. スウェーデン統計局 (2005) のHPでも同研究を紹介。 http://www.scb.se/templates/tableOrChart__27475.asp

図表 2-8-9 両親の離縁を経験している子どものうち、片方の親と同居した経験がない子どもの割合の推移



(資料)ernhardt, E. (2004) 'Final General Monitoring Report-Sweden' http://www.scb.se/templates/tableOrChart__27475.asp

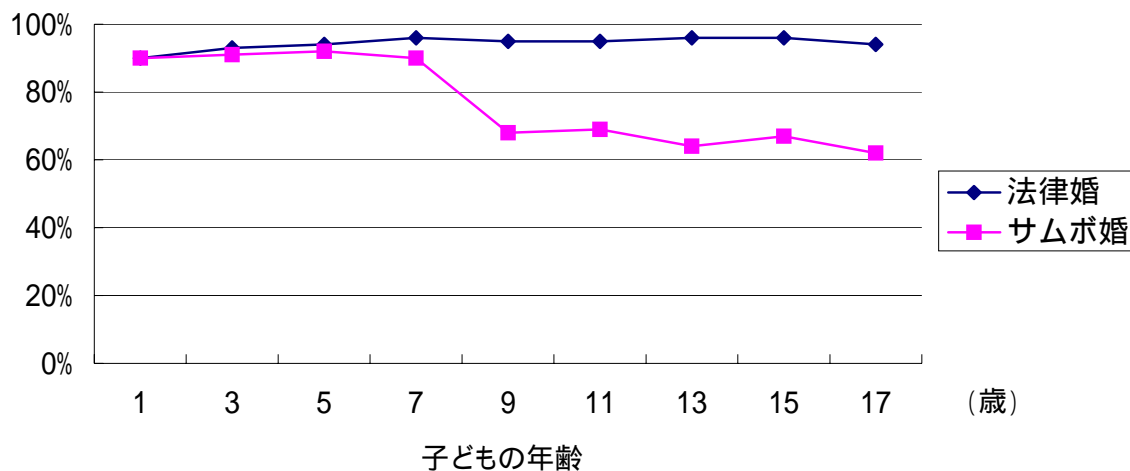
(4) 親が離縁している場合の子どもの親権

では、親が離縁した場合の親権については、1999年のスウェーデン統計局の調査によると、1 - 17歳の子どもの親権は大半の場合、共同親権である。共同親権の割合は親が結婚しているカップルでは、子どもの年齢を問わずほぼ9割以上を占めているが、サムボカップルの場合には、子どもの年齢が7歳を超えると割合が低下し、9歳以上の子どもでは約6割となっている(図表2-8-10)。

ステップファミリーの場合、義母・義父は子どもの公的な親権を自動的に持てるわけではない。片方の親だけに親権が移行しない限り、親は離縁後も共同親権を持つことになるため、両親が離縁した子どものうち、17%が両方の親の間を行き来して過ごしている(子どもオンブズマンの資料による)。子どもは実の父親とそのパートナーと一週間過ごし、次の週は実の母親とそのパートナーと過ごすという、2つの家族間を行き来する状況に置かれていることも多い。中には、平日は母親と過ごし、週末を父親と過ごすという子どももいる。

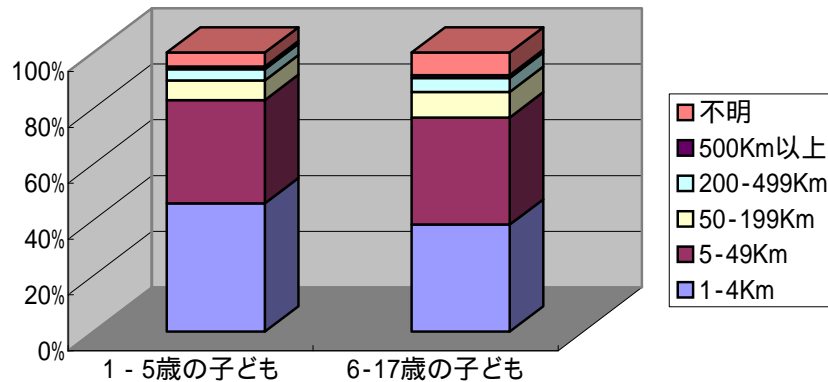
実際に、子どもと親が離れて生活している場合、親は子どもの居住地から1 - 4km以内に住んでいることが1 - 5歳児の場合46%、6 - 17歳児の場合38%と最も多く、50km未満の距離に住んでいる場合が約8割を占める(図表2-8-11)。

図2-8-10 離縁した法律婚カップルとサムボ婚カップルの子どもの共同親権の割合



(資料) スウェーデン統計局 (1999) 'Barn och deras familjer'

図表 2-8-11 親と生活をしていない子どもの居住地から親の居住地までの距離



(注) スウェーデンで生まれた子どものみが換算されている。

(資料) スウェーデン統計局(2002) 'Barn och deras familjer 1999'. In Demografisk rapport.

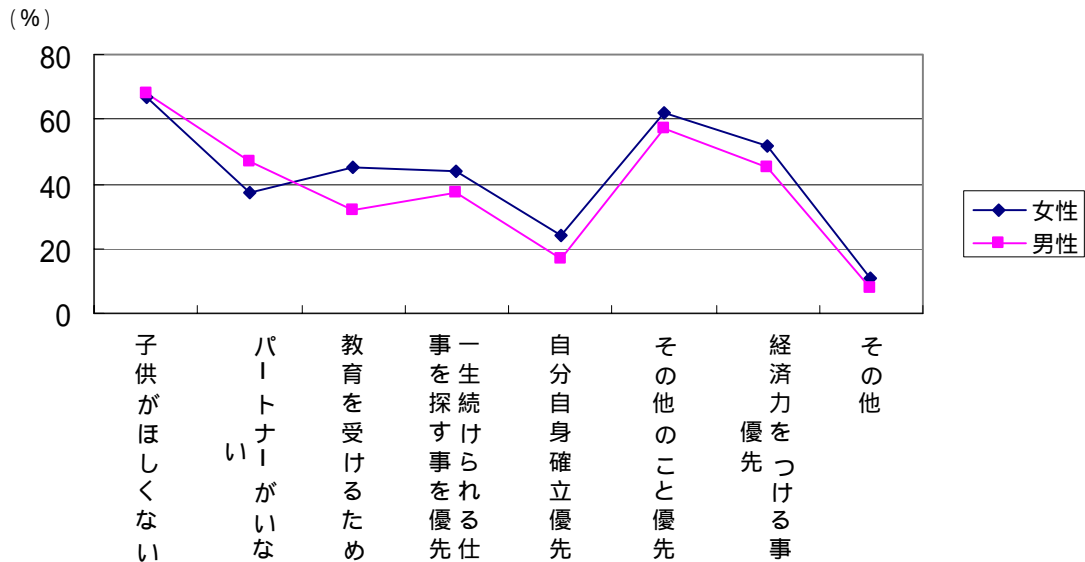
(5) 子どもを持つことに関する人々の意識

スウェーデン統計局の Gun Alm Stenflo によると、晩産化の傾向は 1990 年代初めのバブル崩壊後の不況の頃から見られるようになった。晩産化の背景には、1990 年代の不況により生活が以前より苦しくなったことや、就職難になり、学業を延長する人が増加したことなどがある。現在も晩産化の傾向は続いている。

ストックホルム大学の Bernhardt 教授(2004)が、1999 年に 2300 人の男女を対象にして行った調査、'Family and Working Life'によると、若い世代の男女ともに、子どもを持つことは人生の中で重要なことだと考えている人が全体の 60%に及んだ。

しかし、スウェーデン統計局の調査によると、現在子どものいない若者が今子どもを持たない理由として、「子どもを欲しいと思わない」や「経済力をつけることを優先したい」を挙げる人が男女ともに多かった(図 2-8-12)。

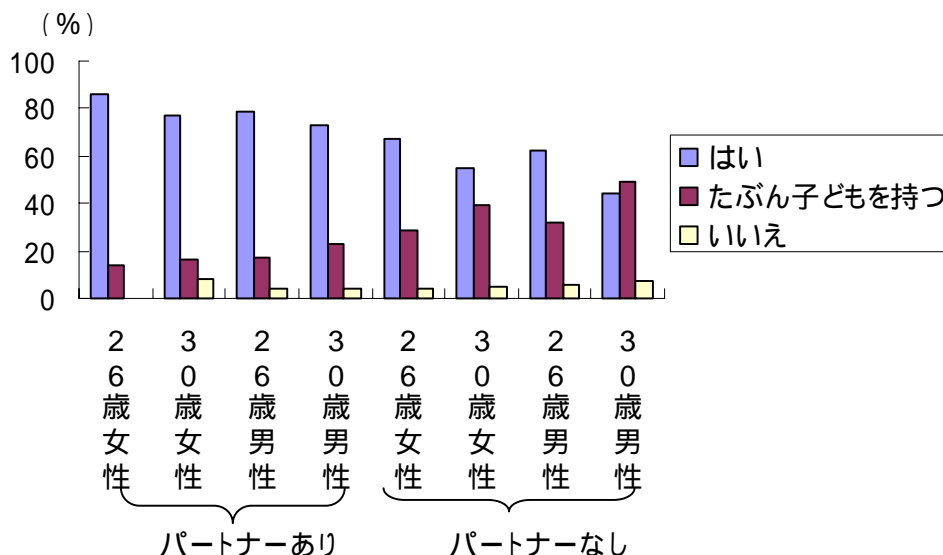
図表 2-8-12 子どもがいない男女の「今、子どもを持たない」理由



(資料)スウェーデン統計局“Barn? Ja kanske” (子ども? はい、多分). By Hoem, Britta and Bernhardt, Eva. In Valfärdsbulletinen, Number 1, 2000. http://www.scb.se/Grupp/allmant/_dokument/A05ST0001_08.pdf

また、Hoem & Bernhardt(2000)は、30歳の子どもを持っていない女性の32%が今後子どもを産むかどうかという質問に対して、「いいえ」「わからない」と回答しており、子どもを持つことに対して否定的な現状を指摘している。他方で、「カップルが子どもを生涯持たないと言うのは、何か欠けていると思える- *Something is missing when a couple never have children-*」という考えに対し、59%に及ぶ人が賛成したとも指摘している。このように、子どもを持つことに消極的な姿勢を見せる30代の女性がいる一方で、子どもがいるのが自然であると考えている人が6割に達していることは、スウェーデンの若年層に子どもを持つことに対する迷いがあることを示していると考えられる。また、Hoem & Bernhardt(2000)は、調査対象となった2300人の若者が、子どもを持つにあたって、パートナーが重要であると答えていることに注目し、現在パートナーがいるかないかによっても、将来子どもを持つかどうかという考え方に違いが出るという点も指摘している。パートナーがいる男女の方が、「子どもを持つ」と考えている人の割合が高い(図表 2-8-13)。

図表 2-8-13 将来的に子どもを持つか否かに関する意識（パートナーの有無別）



(資料) Hoem, B. & bernhardt, E. (2000) "Barn? Ja kanske" (Children? Yes, maybe). In Vålfärdsbulletinen, Number 1, 2000. (2005年3月) http://www.scb.se/Grupp/allmant/_dokument/A05ST0001_08.pdf

(6) 結婚に関する人々の意識

先述のように、スウェーデンではサムボという同棲、事実婚が一般化している。サムボは「サムボ法」により保護されており、サムボカップルに生まれた子ども（婚外子）に対する法律上の差別は全くない。その結果、法律婚をするよりも先に子どもを持つことが一般的である。スウェーデンでは、女性の初婚年齢（30.9歳）の方が、第1子出産年齢（28.2歳）よりも高い（内閣府経済社会総合研究所編、2004）。スウェーデンでは、サムボが一般的に受け入れられるようになってから、未婚で子どもを産むことが社会に広く受け入れられており、法律婚をする前に子どもを産むことが多いと言える。

Bernhardt(2004)の‘Family and Working Life’調査によると、スウェーデン男性のほとんど(86%)は子どもが生まれてからも、未婚で同棲を続けることに違和感を感じていない。女性の89%も同じ考えである。また、かつてと異なり、男性が収入を得て、女性が家事と育児をして家庭を支えるという伝統的な男女間の役割分担は消え、多様化してきている。社会的に男女平等の考え方が浸透したことが、典型的な男女間の役割分担を壊したという見方もある。

一方で結婚に対する関心は現在増している。スウェーデン統計局(2005)によると、女性の平均結婚年齢は31.7歳、男性は34.4歳だった。2004年には、2003年よりも10%多い43,088ものカップルが結婚し、1989年に婚姻法が定められて以来の非常に高い数字で

あった。この1年で10%増加したのは、将来的な寡婦年金取得の規定に関する新しい法案が国会に提出されたためであり、この上昇は一時的なものであると、スウェーデン統計局⁷の専門家は見ている。

スウェーデンの統計局が発表したレポートによると⁸、2003年に親の離別を経験した子どもは50,000人にも達する。スウェーデン人口統計局のGunner AnderssonとLiu Gulpingの報告書(Max Planck人口統計学研究所)によると、1970年代以来スウェーデン女性の法律婚に及ぶ率が高まると同時に、離婚率も高まっている。特に母親が若く、父親が低所得者であった場合に離婚率が高い傾向が見られた。また、離婚後、3人に1人の子どもはかつて住んでいた家を離れ、3人に2人が離婚前に住んでいたよりも小さい家へ転居している。

(参考文献)

Bernhardt, E. (2004) 'Final General Monitoring Report-Sweden'.

子どもオンブズマン'Children's families'.

<http://www.bo.se/files/in%20english,%20publikationer,%20pdf/up%20to%2018/2familie s.pdf>

Bernhardt, E. (2004) 'Family and Working Life'.

Hoem, B. & Bernhardt, E. (2000) "Barn? Ja kanske" (Children? Yes, maybe). In Valfärdsbulletinen, Number 1, 2000.

http://www.scb.se/Grupp/allmant/_dokument/A05ST0001_08.pdf

Gunner AnderssonとLiu Gulpingの報告書(Max Planck人口統計学研究所(2003年))
「スウェーデンの人口統計の動向：1961 - 2000の出生率の伸びと1971 - 1999年の結婚と離婚の動向について」

内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」(2004年)

⁷ スウェーデン統計局のMs Gun Alm Stenflo ヒアリング(2005年2月)。

⁸ スウェーデン統計局(2004); *Folkmängd i hela riket, länen och kommunerna*,

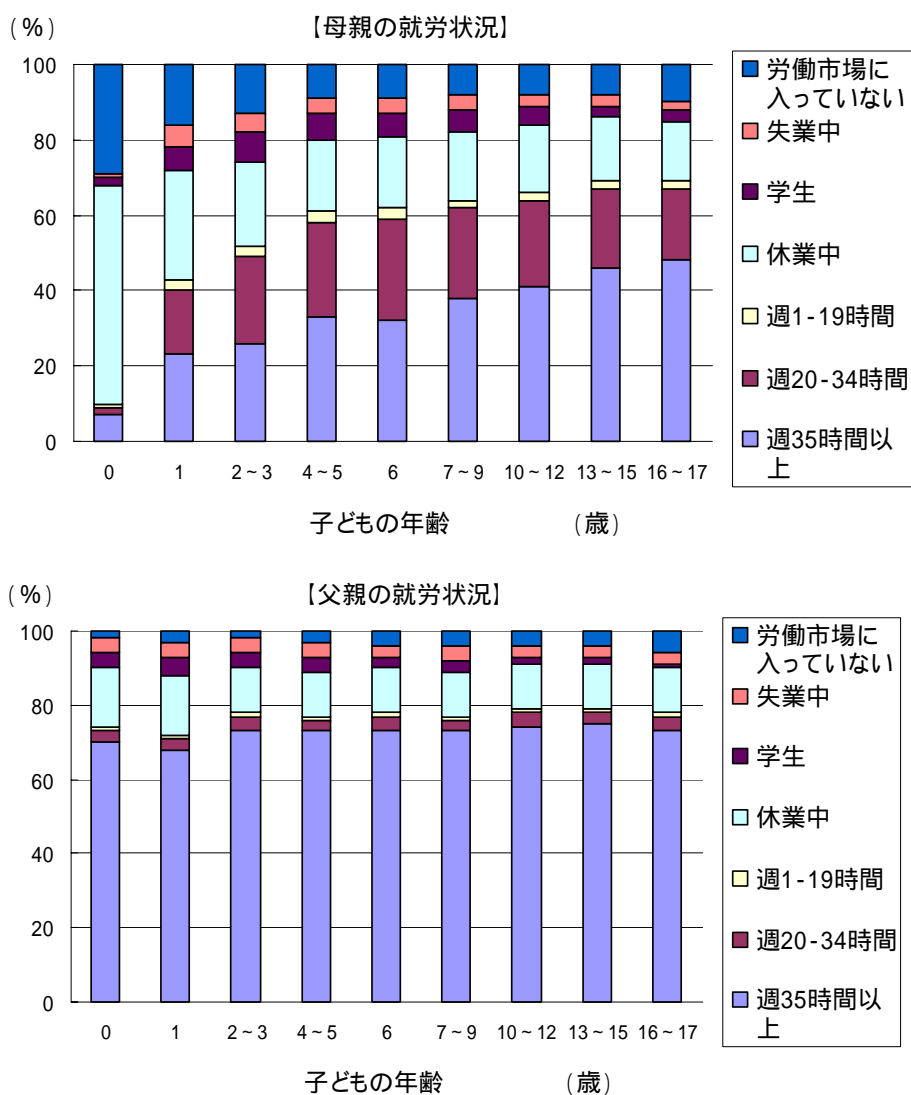
第2章第9節 スウェーデンの家計と税負担

1. 子どもがいる家計の状況

(1) 子どもの成長に伴う父母の就労状況

子どもが1歳になるまでは、母親が育児休業を取得する場合が大多数である。その後は父親がフルタイムで、母親がパートタイムで働き、子供が大きくなるにつれ、フルタイム(週 35 時間以上)働く母親の割合が増えている。父親の働く割合は、子供の年齢にかかわらず同程度であり、フルタイムで働く父親が 8 割近い(図表 2-9-1)。

図表 2-9-1 子供の年齢別にみた父母の就労状況、2003 年



(資料)SCB、労働力調査 2003 年。

(2) 子どもの年齢別にみた家計の状況

通常、子どもが成長するにつれ、親が働きに出やすくなり、多くの場合、賃金も上昇しているため、家計は向上する。

SCB(スウェーデン統計局)の推計では、10代の子供を持つ家庭の方が、それよりも小さな子どもを抱える家庭よりも世帯全体の所得が高い。2002年において家計所得の水準が最も高いのは、家族と同居する子供の年齢が13-17歳と最も高い家族のグループであった。ただし、家計可処分所得について見ると、その水準は子供の年代によって大きく異なるわけではない(図表2-9-2)。このような結果になる理由は、第2章4節で述べたように、各種制度により子どもがいる世帯への所得再分配が行なわれているためである。

図表 2-9-2 0-17歳の子供のいる世帯の経済状況、2002年

子供の年齢	所得水準(中央値)	家計可処分所得(中央値)
0-5歳	1.55	11,900 クローナ(約17万8,500円)
6-12歳	1.56	11,500(約17万2,500円)
13-17歳	1.67	11,900 クローナ(約17万8,500円)
0-17歳	1.59	11,500(約17万2,500円)

(注)1. 所得水準 = 基準生活費に対する可処分所得の割合。「基準生活費」は2002年水準として算出された生活保護基準と、実際の住宅費および子育て費用の合計からなる(子どもの年齢等によって変動する)。

2. 所得水準1.0は、その家族が「合理的な最低水準」の限界にあることを示す。この値が2.0であれば、その所得は2つの家族が「合理的な最低水準」を下回ることなく扶養できる水準であるということになる。

(資料)SCB、家計調査、2002年より

(3) 子どもの数による家計の変化

子どもがいる世帯の5%は0.75未満の所得水準にある。ただし、多くの場合、様々な社会保障によって、子どもがいる世帯が長期的に最低所得水準に陥らないようにしている。

また、家族の所得水準が1を超えている場合でも、経済的な懸念を抱えていることがある。0-17歳の子供の17%は「現金限界¹」を満たせない家庭に育っている。

子どもがいる世帯の中で最も苦しい状況にあるのは、ひとり親世帯および稼ぎ手が1人の同居世帯、つまり収入源が1つしかない世帯である。とりわけ母子家庭は苦しい経済状況にある。このグループの消費単位当たりの可処分所得は88,000クローナである(0-17歳の子供

¹ スウェーデン語の直訳。1週間以内に14,000クローナ(約21万円)の現金を用意することができるかという、家計の状況を示す1つの指標。

を有する世帯の平均値は 117,000 クローナ)²。

また、子どもの数が多い世帯は一般的にみて苦しい状況にある。3人以上の子供を有する世帯の可処分所得は 100,000 クローナ(約 150 万円)となっており、同居している子どもが1人の場合(133,000 クローナ)、2人の場合(124,000 クローナ)と比較して低い(図表 2-9-3)。

図表 2-9-3 子ども数別にみた世帯の経済状況、2002 年

子供の数	所得水準 (中央値)	消費単位当たり可処分所得 (中央値、クローナ)
全世帯		
0-21 歳の子供 1 人が同居	1.69	133,000(約 199.5 万円)
0-21 歳の子供 2 人が同居	1.68	124,000 (約 186 万円)
0-21 歳の子供 3 人以上が同居	1.44	100,000 (約 150 万円)
両親世帯の子供	1.68	123,000 (約 184.5 万円)
0-21 歳の子供 1 人が同居	1.89	148,000 (約 222 万円)
0-21 歳の子供 2 人が同居	1.75	131,000 (約 196.5 万円)
0-21 歳の子供 3 人以上が同居	1.49	104,000 (約 156 万円)
ひとり親世帯の子供	1.21	91,000 (約 136.5 万円)
母子家庭	1.16	88,000 (約 132 万円)
就労している親	1.25	97,000 (約 145.5 万円)
子供 1 人	1.33	108,000 (約 162 万円)

(資料)SCB、家計調査、2002 年より。

(4) 家族に対する支援の意義

子どもがいる世帯の可処分所得のうち、平均して 18.1%が「移転所得」³によるものである。つまり社会保障システムのあり方が子供とその家族に大きな効果をもたらしている。

可処分所得に占める社会保障給付の割合は、ひとり親世帯か両親世帯かによって異なり、ひとり親世帯の方が割合が高い。ひとり親世帯においては、維持支援金⁴と児童手当が高い割合を示しており、それぞれ可処分所得のおよそ 11%ずつとなっている。ひとり親世帯では、住宅手当も所得の 7.3%を占めており、両親世帯では、0.8%であることと比較すると非常に高い。両親世帯においては児童手当が移転所得の中では最大で、可処分所得の約 7%を占め

² SCB、家計調査、2002 年。

³ 児童手当、住宅手当、維持支援金(注 4 参照)、社会保険、生活保護等。

⁴ 公的介入により養育費を支払義務のある者から徴収したり、低額の場合にこれを補助するシステム。

ている(図表 2-9-4)。

図表 2-9-4 子どもの年齢・人数別にみた世帯の経済状況、2002 年

子供の年齢・数		可処分所得に占める社会保障給付の割合(パーセント)					合計
		児童手当	住宅手当	維持支援金	両親保険	生活保護	
総平均		8.0	2.0	2.7	3.5	1.8	18.1
年齢	0-5 歳	6.7	1.8	2.0	9.0	2.3	21.8
	6-12 歳	9.1	2.1	3.1	1.9	1.6	17.7
	13-17 歳	7.4	2.0	2.9	0.5	1.8	14.7
同居人数	0-21 歳の子供 1人が同居	4.0	2.2	2.5	4.3	1.7	14.8
	0-21 歳の子供 2人が同居	6.6	1.5	2.3	3.5	1.3	15.2
	0-21 歳の子供 3人以上	12.1	2.6	3.5	3.1	2.7	23.9
両親世帯の子供		7.2	0.8	0.7	4.0	1.5	14.1
	0-21 歳の子供 1人が同居	2.7	0.6	0.4	5.8	1.1	10.6
	0-21 歳の子供 2人が同居	5.7	0.4	0.5	3.8	0.9	11.4
	0-21 歳の子供 3人以上が同居	11.2	1.3	1.3	3.3	2.4	19.4
ひとり親世帯の子供		11.3	7.3	11.2	1.6	3.5	34.8
	母子家庭	12.1	8.3	11.8	1.7	4.1	37.9
	父子家庭	10.1	5.5	10.5	1.8	1.4	29.3
	子供1人	6.7	5.5	7.1	1.1	3.1	23.6

(資料)SCB、家計調査、2002 年より。

(5) 1990 年代における変化

1990 年代の半ば以降、経済問題や失業により所得が伸び悩んだことから、多くの女性が第 1 子を産む時期を遅らせ、第 2 子、第 3 子も産まないようにする人が増加した。その後、経済状況の好転とともに、家族・育児に対する諸制度も再び整備され、出生率は急速に回復基調にある。

このような動きは、家計、とりわけ子供のいる家庭に影響を与えた。1996 年には 0-17 歳の子供の 21% が、所得水準 1.0 未満の家族に属していた。しかしその後、所得水準は向上し、2002 年にはほとんどの家族タイプで 93 年以降平均所得水準が上昇した(図表 2-9-5)。これに伴い、「所得水準が 1.0 未満の家族に属する 0-17 歳の子供の割合」も時系列で減少傾向にある(図表 2-9-6)。ただし、母子家庭は例外であり、93 年から 2002 年にかけて所得水準が改善していないため、所得水準が 1.0 未満の家族に属する母子世帯の割合も減少してはいない。

図表 2-9-5 1990 年代における家計の平均所得水準の変化、2002 年

		1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
年齢	0-5 歳	1.25	1.27	1.24	1.20	1.23	1.30	1.34	1.44	1.52	1.55
	6-12 歳	1.24	1.26	1.24	1.20	1.24	1.30	1.35	1.43	1.52	1.56
	13-17 歳	1.36	1.38	1.34	1.35	1.36	1.39	1.43	1.58	1.65	1.67
	0-17 歳	1.28	1.29	1.26	1.23	1.26	1.32	1.36	1.47	1.54	1.59
同居人数	0-21 歳の子供 1人が同居	1.46	1.51	1.44	1.45	1.49	1.51	1.58	1.61	1.71	1.69
	0-21 歳の子供 2人が同居	1.33	1.34	1.32	1.29	1.34	1.37	1.41	1.52	1.61	1.68
	0-21 歳の子供 3人以上	1.20	1.20	1.16	1.13	1.16	1.22	1.27	1.34	1.38	1.44
両親世帯の子供		1.34	1.35	1.32	1.30	1.35	1.40	1.46	1.54	1.62	1.68
	0-21 歳の子供 1人が同居	1.56	1.62	1.56	1.55	1.62	1.65	1.71	1.74	1.87	1.89
	0-21 歳の子供 2人が同居	1.37	1.37	1.35	1.33	1.41	1.43	1.51	1.59	1.67	1.75
	0-21 歳の子供 3人以上が同居	1.20	1.22	1.18	1.16	1.17	1.26	1.31	1.40	1.43	1.49
ひとり親世帯の子供		1.17	1.16	1.11	1.07	1.08	1.08	1.13	1.14	1.20	1.21
	母子家庭	1.16	1.15	1.11	1.05	1.08	1.08	1.11	1.12	1.19	1.16
	父子家庭	1.17	1.18	1.13	1.13	1.13	1.12	1.15	1.20	1.25	1.25
	子供1人	1.24	1.20	1.18	1.19	1.14	1.16	1.23	1.26	1.26	1.33

(注)1. 所得水準 = 可処分所得に対する基準生活費の割合。「基準生活費」は 2002 年水準として算出された生活保護基準と、実際の住宅費および子育て費用の合計からなる(子どもの年齢等によって変動する)。

2. 所得水準 1.0 は、その家族が「合理的な最低水準」の限界にあることを示す。この値が 2.0 であれば、その所得は2つの家族が「合理的な最低水準」を下回ることなく扶養できる水準であるということになる。

(資料)SCB、家計調査、2002 年。

図表 2-9-6 1990 年代における家計の経済状況の変化(所得水準が 1.0 未満の家族に属する 0-17 歳の子供の割合)(%)

		1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
年齢	0-5 歳	14	14	18	24	20	19	16	13	10	13
	6-12 歳	14	14	17	22	19	16	13	10	10	11
	13-17 歳	11	10	15	17	15	13	10	7	6	8
	0-17 歳	14	13	17	21	19	16	13	10	9	11
同居人数	0-21 歳の子供 1人が同居	9	9	11	12	13	11	10	7	6	7
	0-21 歳の子供 2人が同居	9	10	13	17	13	11	10	9	7	9
	0-21 歳の子供 3人以上	20	16	23	30	28	24	17	14	12	15
両親世帯の子供		11	9	14	16	15	12	10	7	6	8
0-21 歳の子供 1人が同居		7	6	8	7	7	7	8	4	3	6
0-21 歳の子供 2人が同居		7	7	9	13	9	8	8	6	5	7
0-21 歳の子供 3人以上が同居		19	14	22	26	26	20	14	11	10	11
ひとり親世帯の子供		19	26	27	36	33	33	22	22	19	22
母子家庭		21	27	26	40	34	33	24	24	19	24
就労している親 子供1人		19	21	22	29	27	23	16	16	12	15
		14	19	19	23	26	23	15	13	13	11

(資料)SCB、家計調査、2002 年。

(6) 学生・家庭への援助

先述のように、子どもが 16 歳に達するまで全ての家庭に児童手当(月額 950 クローネ = 約 14,000 円)が支給されている。さらに、子どもが三人以上いる家庭に対しては、第 3 子に対して月額 254 クローネ(約 4,000 円)、第 4 子に対して月額 760 クローネ(約 11,000 円)、第 5 子以降に対して月額 950 クローネ(約 14,000 円)の多子加算がある。

スウェーデンでは、教育にかかる費用は大学・大学院に至るまで全て公費でまかなわれており、学生に無料で提供されている。また、義務教育は 16 歳までであるが、スウェーデン政府は、全ての子どもが 18 歳まで(日本の小・中学校にあたる 9 年間の義務制基礎学校と、日本の高校にあたる 3 年間の後期中等教育)は、教育を受けるべきであるとの見解を示している⁵。スウェーデンでは、学生に対する奨学金は非常に一般的である。例えば、大学進学について

⁵ 保健・社会問題省(2003) ”Swedish family policy”, Ministry of Health and Social Affairs, no.14, 2003, http://www.sweden.se/upload/Sweden_se/english/factsheets/RK/PDF/RK_Swedish_family_policy.pdf

は、学生は補助金とローン⁶という2通りの援助 - を受けることができる。まず、学生は、年齢、家庭状況、居住地に関わらず、スウェーデン国立学生支援機構(CSN;Centrala Studiestöds Namnden)から援助を受けることができる。一般的に、スウェーデンの学生は有利子返済の借用部分 1132 クロネ(約 1 万 6,980 円、返済義務あり)と、返済不要の奨学金 593 クロネ(約 8,895 円)、最高で合計週 1725 クロネを受け取ることができる⁷。有利子返済の借用部分を受け取るか、受け取る場合の額といったことは、個人で選択ができる。

CSN(2005⁸)のレポートによると、スウェーデンの女子大学生の28%、男子大学生の13%が子どもを育てながら学業に励んでいる。スウェーデン政府は、2006年度より子どもがいる大学生全員に対し、月額480クロネを支給することを2005年2月に決定した⁹。

こうした充実した支援制度を導入している背景には、子どもも社会の一員であり、機会均等に育てられるべきであり、両親が仕事と育児の両立ができるような環境づくりこそが、社会にとって必要不可欠であり、男女問わず、仕事と家庭の両立を図れることが望ましいという、スウェーデン政府の考えがある。

充実した資金援助などの政策があるにも関わらず、子どものいる多くのひとり親世帯は経済的に苦しい生活を送っているという指摘もある。スウェーデン統計局の Anna Marnell と Katarina Hansson が4000世帯を対象に行った調査によると、ひとり親世帯の家庭の方が他の家族形態と比較して、経済的に苦しい状況に置かれていると強く感じていることがわかった¹⁰。例えば、調査対象となったひとり親世帯のうち8割の親が最大限儉約した生活を心がけ、4割が経済的困難からローンなどに頼らざるをえない状況にあり、ひとり親世帯全体の3割の親が貯蓄もなく、また銀行からの融資を受けられない状況にあった(図表2-9-7)。

⁶ ローンで資金援助を受けられるのは、大学生以上である。高校生については、家庭に対し、1世帯あたり年間総額950クロネを支給することとした。

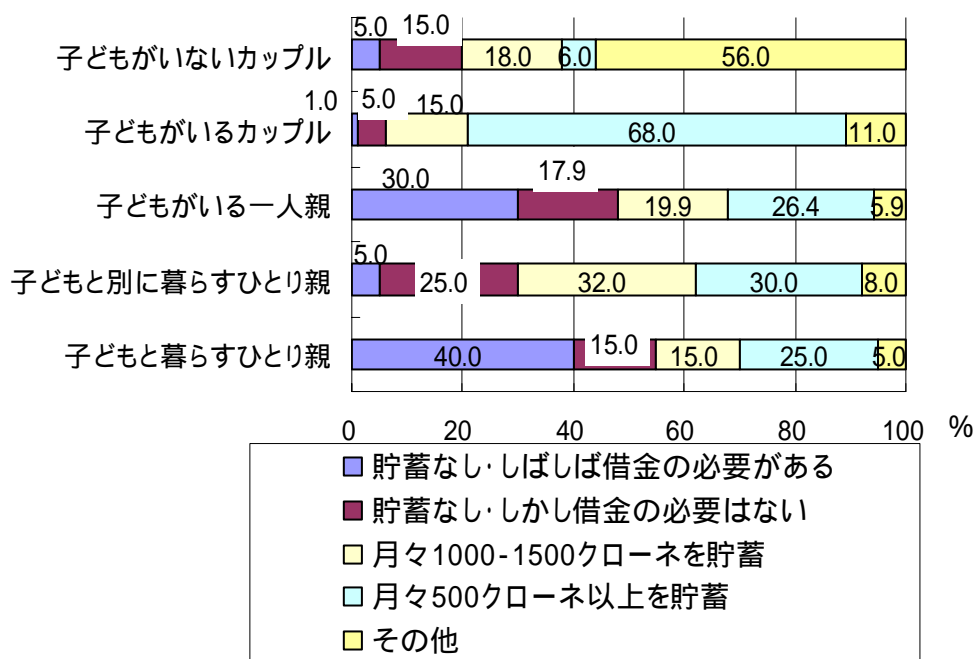
⁷ スウェーデン奨学金協会HP中の「Student aid amounts」
<http://www.csn.se/English/Students/ThisIsHowMuchStudentAidYouCanReceive/StudentAidAmounts.asp?MenyIdnr=1077>

⁸ CSN(2005)(2005年3月) www.csn.se

⁹ スウェーデン政府 - Ministry of finance Sweden(2005), “Budget Statement - economic and budget policy guidelines”
<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/04/37/74/7b943c5c.pdf>

¹⁰ Marnell, A. And Hansson, K. (2004) “Räcker pengarna?”,スウェーデン統計局; Välfärd number 2, 2004(アクセス:2005年3月)

図表 2-9-7 家族形態別にみた貯蓄の状況



(資料) Marnell, A. and Hansson, K.(2004) "Räcker pengarna?" In Valfärd Number 2, 2004, p. 18-19.、スウェーデン統計局

2. 子育て家計の税・社会保険料負担と給付

(1) 子育て家計の税・社会保険料負担

第2章7節で述べたようにスウェーデンでは、税・社会保険料等の負担が企業負担、従業員負担いずれも重い。このため、「夫婦共働き + 子ども二人」世帯の可処分所得で比べると、スウェーデンは日本の約 74% (36.5 万円 ÷ 49.5 万円 = 0.74) の水準にとどまっている (図表 2-9-8)。

(2) 子育て家計が受け取る給付

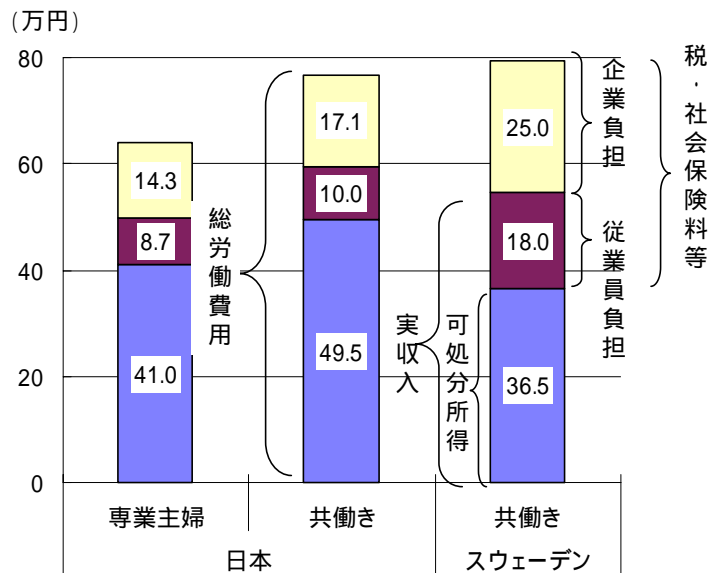
上記のようにスウェーデンは、税・社会保険料負担が重い分、可処分所得は日本の子育て家計と比べて少ないが、その分、手厚い育児・家族関連給付および教育への公的支出がなされている。

スウェーデンの子育て世帯の可処分所得 (36.5 万円) に占める「育児・家族関連給付」 (10.0 万円) の割合は 27.5% に上る。 (図表 2-9-9)。

(3) 子育て家計の貯蓄率

スウェーデンと日本の子育て家計の貯蓄率を比較すると、世帯類型にかかわらず、スウェーデンでは貯蓄率が低い(図表 2-9-10)。

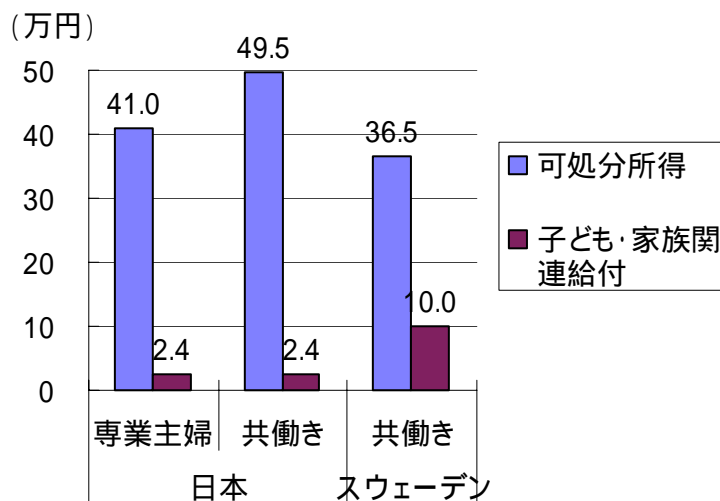
図表 2-9-8 日本・スウェーデンの子育て家計ベースでみた負担



(注)「夫婦共働き + 子ども二人」世帯。

(資料)総務省『全国消費実態調査』、OECD Taxing Wages2000-2001”等に基づき作成。

図表 2-9-9 日本・スウェーデンの子育て家計ベースでみた給付

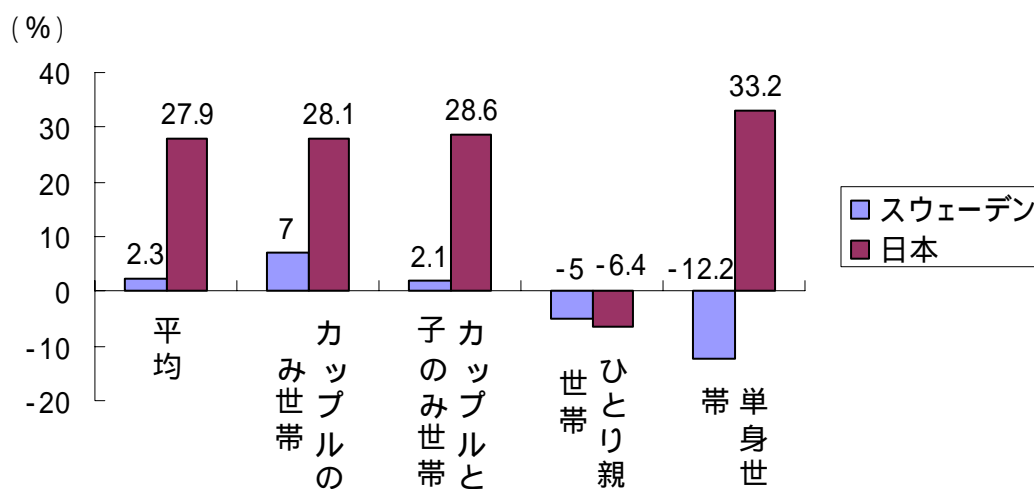


(注)1.「夫婦共 + 子ども二人」世帯。

2.「子ども・家族関連給付」総額を「16歳以下の児童数」で割ることにより、「1人あたり子ども・家族関連給付」を算出し、それを2倍(子ども2人分)とした。

(資料)総務省『全国消費実態調査』、OECD Taxing Wages2000-2001”等に基づき作成。

図表 2-9-10 日本・スウェーデンの子育て家計の貯蓄率



(資料)総務省『全国消費実態調査』、OECD Taxing Wages2000-2001”等に基づき、富士通総研が作成。

参考文献

保健・社会問題省 (2003) ”Swedish family policy”, Ministry of Health and Social Affairs, no.14, 2003

スウェーデン政府 Ministry of finance Sweden (2005), “Budget Statement economic and budget policy guideines”

Marnell, A. And Hansson, K. (2004) “Räcker pengarna?”,スウェーデン統計局 ; Valfard number 2, 2004

Marnell, A. and Hansson, K.(2004) “Räcker pengarna?” In Valfard Number 2, 2004

第 2 章 第 10 節 少子化と移民

スウェーデンの移民政策は、ヨーロッパ諸国のうち最も寛大であると言われているが、その移民受入れ史は、大きく三段階に分けられる。第一の段階は、1930 年代後半から 40 年代前半であり、この時期初めてスウェーデンで移民が移出超過から移入超過になった、これは、戦争による難民の増加による。第二次世界大戦以前は、アメリカから戻ってきたスウェーデン系移民が多かったが、第二次大戦中は、国際政治の激動期を反映して、ロシアから革命を逃れたロシア難民、ナチスの迫害から逃げてきたユダヤ人、北欧のレジスタンス、ソ連の併合に反発したバルト三国や共産化を嫌う東欧の人々などが、1940 年代前半だけで 20 万人以上も流入してきた。

第二段階は、第二次世界大戦後から 1960 年代までの間である。第二次大戦後の欧州大陸の戦禍による荒廃は、中立国であるスウェーデンにとっては 経済成長の大きなチャンスとなった。この頃からスウェーデンは荒廃した大陸諸国に復興のための資材を提供する輸出国となり、通商国家としての礎を築いた。

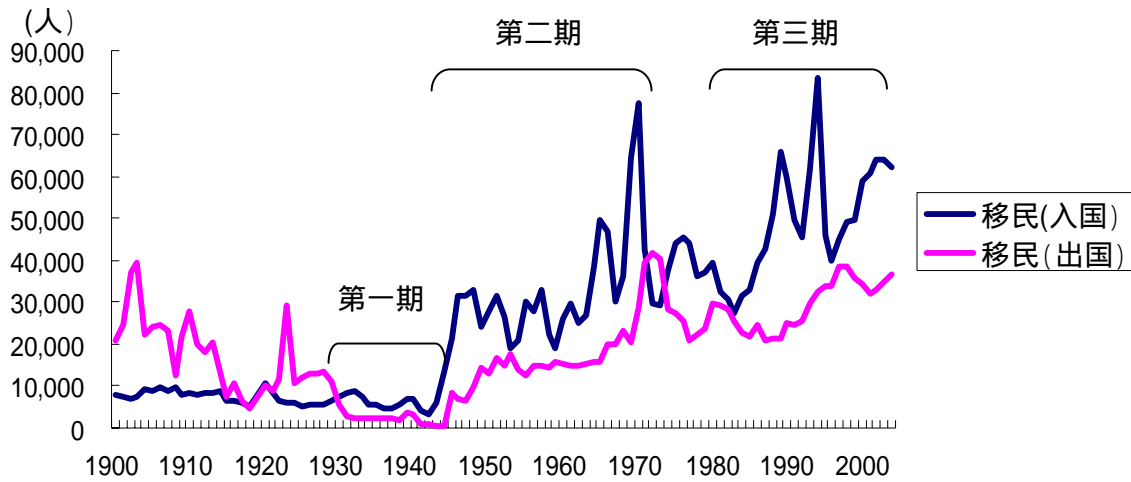
当時、世界の中でもトップクラスの安定した経済成長、低い失業率を維持していたスウェーデンでは、高い経済成長率のもとで必要となった労働力不足を補うため、多くの移民労働者（経済移民）を受け入れた。1947 年には、ハンガリー、イタリア、オーストリアとの間で二国間協定にもとづく移民労働者の受け入れを開始した。1950 年代に入ると、スウェーデンは外国人法に北欧市民特別条項を設け、まず北欧諸国の市民に自国の労働市場を開放したため、フィンランドをはじめとした北欧諸国から多くの移民が集まってきた。

その後も「黄金の 60 年代」といわれた高度経済成長を背景に、政府や大企業がトルコや南欧諸国から事実上ほぼ規制もなく、移民労働者を受け入れ続けた。その結果、1951 年から 66 年の期間に実に約 46 万人の移民がスウェーデンに移住してきた。

しかしこのような状況は、経済成長率が低下し始めた 70 年代に、多数の移民労働者の存在が自国の労働者の失業につながるのではないかと危機感を持った労働界と、その労働界の意向を受けた社会民主党政権によって大きく転換された。1971 年のユーゴスラビアでの労働者の募集を最後に移民労働者の組織的移入は停止され、翌 72 年には単純労働者の移民は禁止された。こうしてスウェーデン経済の悪化とともに、労働移民（経済移民）の増加という第二段階は終了した。

スウェーデンにおける移民受入れ史の第三段階は、1980 年代後半から 1990 年代にかけてであり、冷戦崩壊後頻発した地域紛争（バルカン紛争など）が生んだ大量の戦災難民（政治難民）によるものである（図表 2-10-1）。

(図表 2-10-1) スウェーデンの移民の動向



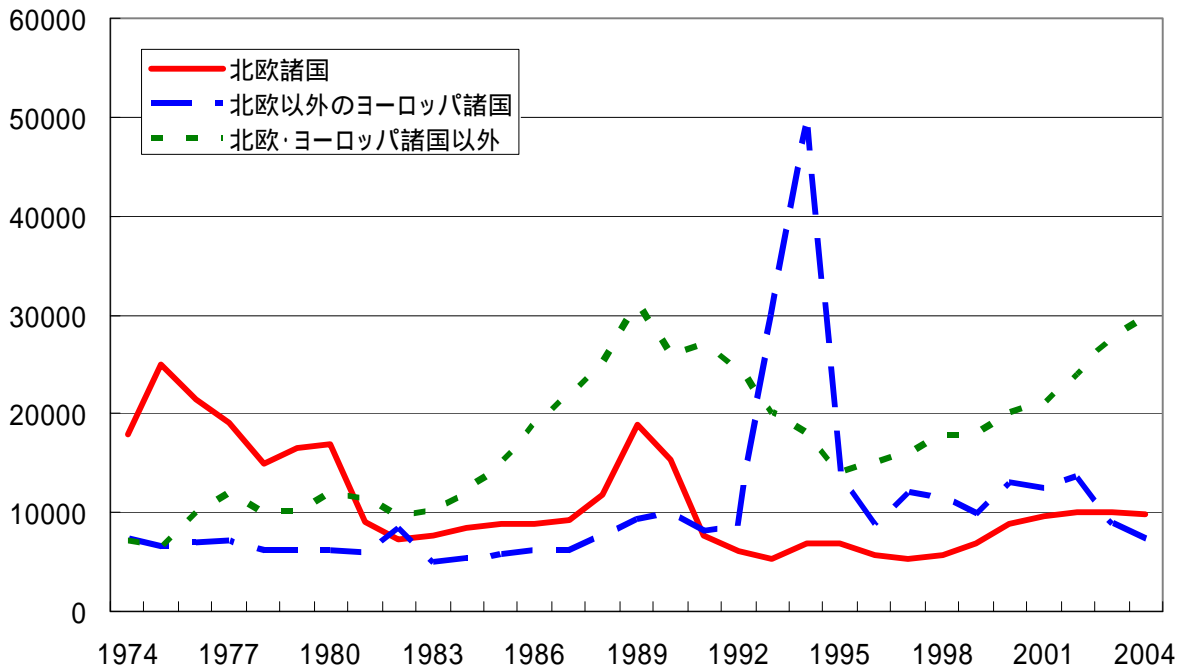
(資料) スウェーデン移民庁調べ

http://www.migrationsverket.se/infomaterial/om_verket/oh/ohstatistik_en.pdf

この時期にスウェーデンへ流入した難民には、それまでは非常に少数であった、イラン人、イラク人、チリ人、アルゼンチン人、ペルー人、クルド人、そしてエリトリア人も含まれる。1989年の湾岸戦争後のクルド難民をはじめとして、旧ユーゴスラビア(ボスニア)難民、ソマリア難民、ルワンダ難民、ブルンジ難民などスウェーデンに流入した戦災難民は枚挙にいとまがない。特に、1992年から1994年の間には旧ユーゴスラビア紛争を逃れた17万人を庇護した。こうした戦災難民の増加により、1990年代後半以降、ヨーロッパ以外からの移民は増加の一途をたどっている(図表 2-10-2)。2003年にスウェーデンで新たに住民登録した外国人は、4万5000人にのぼる。そのうち、23%が北欧諸国から、24%がその他の欧州諸国から、残りの5割以上が欧州以外の国からの人々となっている¹。

¹ 移民庁調べ (<http://www.migrationsverket.se>)

(図表 2-10-2) スウェーデンの移民の出身国別内訳



このようにスウェーデンへの移民の増加は、戦後の高度経済成長による労働力不足や難民によるものであり、低い出生率に悩まされたがゆえに、移民を積極的に受け入れるようになったとはいえない。

長期にわたり移民や難民が流入した結果、スウェーデンは多民族国家になりつつある。現在、スウェーデンでは 200 もの外国語が飛び交っているとも言われ、すでに国民の 1 割以上が、スウェーデン以外の国から来たという背景を持つ移民かその家族となっている。2003 年における移民および移民二世の人口は 160 万人に上り、全人口の約 18%を占める²

欧州の人口学研究で著名なマックス・プランク人口学研究所 (Max Planck Institute for Demographic Research) の研究者、Gunnar Andersson が行ったスウェーデンの移民女性の出産傾向の調査によると、移住後 5 年以内の移民女性の方が一般的なスウェーデン人女性よりも初めての子ども、そして 3 番目、4 番目の子どもを産む割合が高い。逆に、2 番目の子どもはスウェーデン人の方が産む割合が高い。その反面、スウェーデンで 5 年以上暮らしている移民、そしてスウェーデンへ 15 歳以下の時に移住した移民においてはこのような傾向は見られなかった (Andersson Gunnar, 2001)

² 移民庁調べ (<http://www.migrationsverket.se>)

移民は、スウェーデンの労働力人口の減少を支えることができるのかという点については、スウェーデン統計局の研究者 Åke Nilsson は、2008 年以後に予想される退職人口の大幅な増加を補うには移民の大量流入が必要であると指摘している。計算上、現在人口が 900 万人のスウェーデンが、高齢者世代と現役世代の比率を現在と同水準で維持するためには、高齢化が進行し現在の現役世代の多くが高齢者になることを考慮すると、2050 年までに 1600 万人へ人口を増やす必要がある。この場合、人口を増加させるには、出生率の上昇か移民の流入が必要であるが、1600 万人のうち 26% が移民と試算されている。全ての問題を移民により解決することは難しく、また出生率がこれから上昇した場合でも、その効果が現れるのは 25 年以上後のことになる。代替案としては、移民を労働力として雇用すると同時に、スウェーデン国民の雇用も大幅に増やすことであるが、スウェーデンは失業者が多すぎるとも指摘している (Åke Nilsson, 1999)。

また、ストックホルム大学の Livia Sz. Olah は、移民に頼ることには限界があると述べている。移民に頼るのではなく、自ら再生する必要がある、若者が安心して子供を育てられる経済状況及び安定した労働市場と、終身雇用制度が重要であると指摘している (Livia Sz. Olah, 2003 年)。

北欧での国際的な養子縁組は約 30 年程前から始まっている。スウェーデン養子センター³によると、これまでに 6 万 5 千人もの国際的な養子縁組が北欧諸国で成立している。中でもスウェーデンは、3 万 5 千人もの外国人養子があり、世界一の国際的な養子縁組が活発であるといえる。

現在、スウェーデンでは毎年 800 人前後の外国人養子が受け入れられている。国別にみると最も多いのが中国からの養子で実に 49.7% を占めている (第二位はロシアからの養子で同 8.6%)⁴。スウェーデン養子センターの Margret Henningsson は、養子の受け入れ家庭は、最近は様々な家族構成が見られ、例えば血の繋がった子どもと養子が一緒に暮らしていることも珍しくなくなったものの、依然として未婚の人が一人で養子を育てることは稀であると述べている⁵。

³ 養子センターとはスウェーデン国家から公認されているボランティア制の非営利養子縁組団体で、現在は 20 カ国と提携しており、国際的な児童援助も行っている。

⁴ スウェーデン移民庁の HP (<http://www.migrationsverket.se/pdfiler/statistik/tabe7.pdf>)

⁵ スウェーデン養子センターの HP (<http://www.dn.se/DNet/jsp/polopoly.jsp?d=147&a=103902>)

参考文献

平島廣志(1995) 『難民庇護の先進国スウェーデンの苦悩』

Max Planck Institute for Demographic Research, Andersson Gunnar, (2001), “Childbearing patterns of foreign-born women in Sweden”, p. 3 ff, <<http://www.demogr.mpg.de/Papers/Working/wp-2001-011.pdf>>

Välfärdsbulletinen (The Welfare bulletin), Nilsson Åke, Number 4 (1999), “Invandrare 500 000 eller 1,7 miljoner?” (Immigrants 500 000 or 1.7 millions?) p. 18 ff.